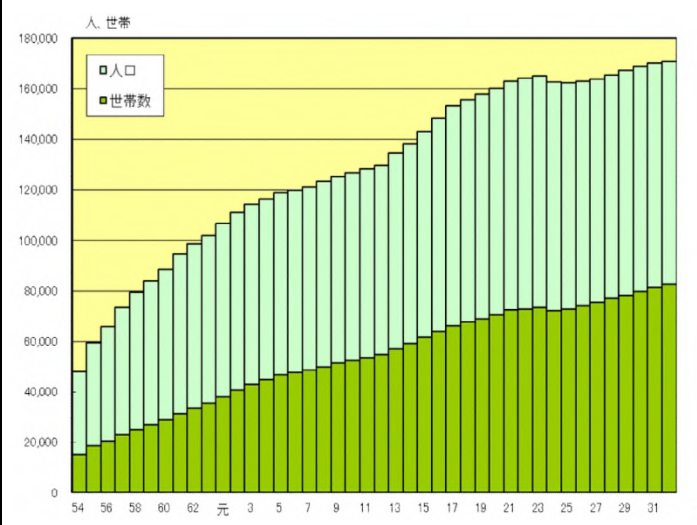
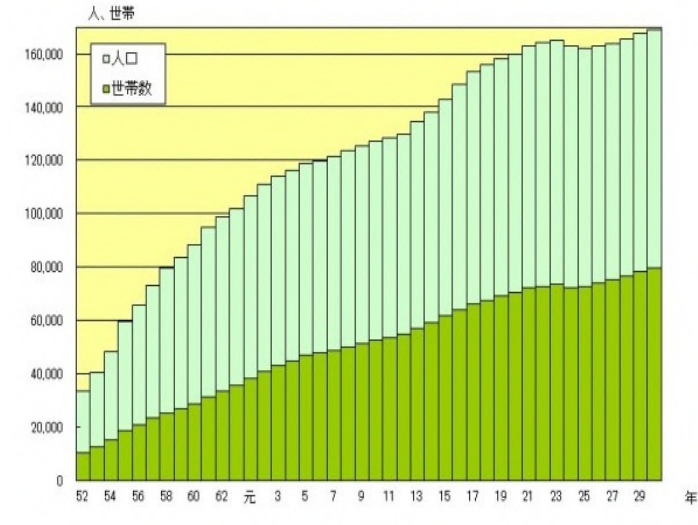


浦安市地域防災計画(令和3年度修正素案)

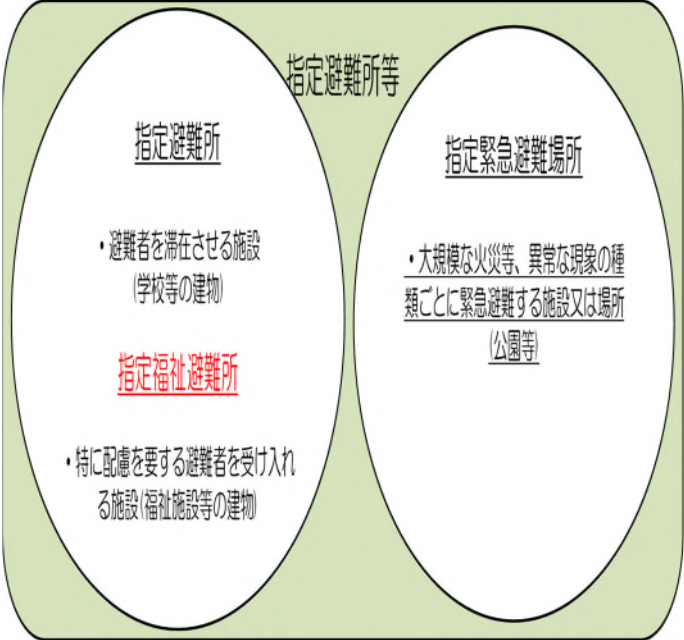
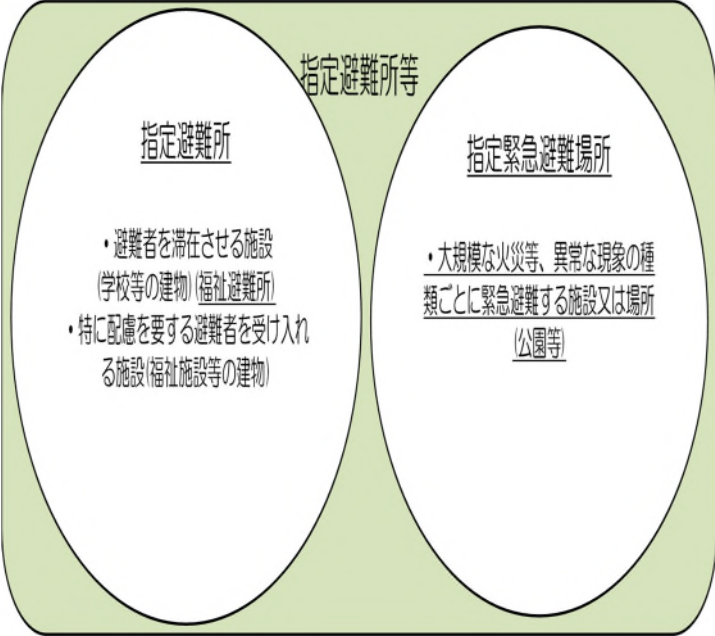
新旧対照表

項	修正後		修正前		根拠
11	第1章 第2節 3	総則 防災関係機関、その他関係機関・団体等、市民・事業所等の役割 指定地方行政機関 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 関東総合通信局 1. <u>非常通信</u>の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること 2. <u>災害時テレコム支援チーム (MIC-TEAM) の派遣</u>に関すること 3. 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること 4. 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること 5. 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること </div>	第1章 第2節 3	総則 防災関係機関、その他関係機関・団体等、市民・事業所等の役割 指定地方行政機関 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 関東総合通信局 1. 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること 2. 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること 3. 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること 4. 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること </div>	上位計画の修正
16	第3節 第1 2 第2 1	市の概況 自然条件 気象 <p>令和2年の本市の気象概況は、月平均気温の最低が1月の<u>7.5℃</u>、最高が8月の<u>29.1℃</u>であった。月別降水量は梅雨期及び秋霖期に多く、特に<u>7月</u>において<u>228.0mm</u>となっている。</p> <p>令和2年の本市の年間平均気温は<u>16.7℃</u>で、気候はおおむね温暖な海洋性気候であり、<u>令和2年</u>の年間降水量は<u>1,129.0mm</u>で、全国平均より少雨である。</p> <p>また、<u>全域</u>が市街化区域であり、雨水浸透域が少ないため、都市の中心部の気温が高くなる傾向にある。</p> <p>加えて、近年の地球温暖化に伴う局地的な集中豪雨等異常気象により、都市型水害の影響を受けやすい状況である。</p> 社会条件 人口 本市の人口は、昭和40年代には3万人未満であったが、地下鉄東西線の開通や埋立事業後の宅地開発等により急激に増加し、 <u>令和3年3月末日</u> 現在、 <u>170,978人</u> 、 <u>82,419世帯</u> である。	第3節 第1 2 第2 1	市の概況 自然条件 気象 <p>平成30年の本市の気象概況は、月平均気温の最低が1月の<u>5.1℃</u>、最高が8月の<u>27.8℃</u>であった。月別降水量は梅雨期及び秋霖期に多く、特に<u>9月</u>において<u>268.0mm</u>となっている。</p> <p>平成30年の本市の年間平均気温は<u>16.8℃</u>で、気候はおおむね温暖な海洋性気候であり、<u>平成30年</u>の年間降水量は<u>1,053.5mm</u>で、全国平均より少雨である。</p> <p>また、<u>全域</u>が市街化区域であり、雨水浸透域が少ないため、都市の中心部の気温が高くなる傾向にある。</p> <p>加えて、近年の地球温暖化に伴う局地的な集中豪雨等異常気象により、都市型水害の影響を受けやすい状況である。</p> 社会条件 人口 本市の人口は、昭和40年代には3万人未満であったが、地下鉄東西線の開通や埋立事業後の宅地開発等により急激に増加し、 <u>令和2年5月末日</u> 現在、 <u>171,150人</u> 、 <u>82,584世帯</u> である。	時点修正 時点修正

項	修正後		修正前		根拠
					
17	4	<p>ライフライン 本市内のガスは主に京葉瓦斯（株）、水道は千葉県企業局、電力は東京電力パワーグリッド(株)によって供給されている。 また、下水道人口普及率は、<u>99.8%（令和3年3月末日現在）</u>となっている。</p>	<p>4 ライフライン 本市内のガスは主に京葉瓦斯（株）、水道は千葉県企業局、電力は東京電力パワーグリッド(株)によって供給されている。 また、下水道人口普及率は、<u>99.6%（平成31年1月末日現在）</u>となっている。</p>	時点修正	
31	<p>第2章 第1節 第1 1 (1)</p>	<p>災害予防計画 災害に強い市民・組織の形成 防災知識の普及・啓発 市民への啓発 防災広報活動の推進 市は、市民の防災意識の高揚を図るため、市公式ホームページや広報うらやすに自助・共助の重要性等の防災情報を掲載する。 また、防災講演会、市民大学、出前講座、<u>防災関連動画の配信等</u>により市民に防災知識の普及を図る。</p>	<p>第2章 第1節 第1 1 (1) 防災広報活動の推進 市は、市民の防災意識の高揚を図るため、市公式ホームページや広報うらやすに自助・共助の重要性等の防災情報を掲載する。 また、防災講演会、市民大学、<u>出前講座等</u>により市民に防災知識の普及を図る。</p>	取組による修正	
32	(5)	<p>外国人への支援 市は、浦安市国際交流協会と連携し、外国人に対して防災知識の普及・啓発を図るとともに、市公式ホームページやCityNews うらやす<u>などにより</u>防災情報を提供する。 (略)</p>	<p>(5) 外国人への支援 市は、浦安市国際交流協会と連携し、外国人に対して防災知識の普及・啓発を図るとともに、市公式ホームページやCityNews うらやす<u>により</u>防災情報を提供する。 (略)</p>	字句修正	

項	修正後		修正前		根拠																								
33	2	<p>災害教訓の伝承</p> <p>市は、過去に発生した災害の教訓を<u>後世</u>に伝えるために<u>浦安震災アーカイブ</u>を整備する。</p> <p>また、浦安市液化化対策技術検討調査委員会、地震防災基礎調査、国・千葉県 of 災害に関する調査の資料を収集し、市民への公開及び、災害広報や防災教育に活用できるよう整理する。</p>	2	<p>災害教訓の伝承</p> <p>市は、過去に発生した災害の教訓を後生に伝えるために、<u>官学協働</u>で浦安震災アーカイブを整備する。</p> <p>また、浦安市液化化対策技術検討調査委員会、地震防災基礎調査、国・千葉県 of 災害に関する調査の資料を収集し、市民への公開及び、災害広報や防災教育に活用できるよう整理する。</p>	字句修正																								
37	第2節	<p>災害に強い都市の形成</p> <p>●対策項目と公助の担当機関</p> <table border="1" data-bbox="349 480 972 826"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3 市街地の整備</td> <td><u>市街地整備課</u> 都市計画課 建築指導課 みどり公園課 危機管理課</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	(略)	(略)	(略)	第3 市街地の整備	<u>市街地整備課</u> 都市計画課 建築指導課 みどり公園課 危機管理課	—	(略)	(略)	(略)	第2節	<p>災害に強い都市の形成</p> <p>●対策項目と公助の担当機関</p> <table border="1" data-bbox="1214 480 1836 826"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3 市街地の整備</td> <td>市街地開発課 都市計画課 建築指導課 みどり公園課 危機管理課</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	(略)	(略)	(略)	第3 市街地の整備	市街地開発課 都市計画課 建築指導課 みどり公園課 危機管理課	—	(略)	(略)	(略)	時点修正
項目	担当	関係機関																											
(略)	(略)	(略)																											
第3 市街地の整備	<u>市街地整備課</u> 都市計画課 建築指導課 みどり公園課 危機管理課	—																											
(略)	(略)	(略)																											
項目	担当	関係機関																											
(略)	(略)	(略)																											
第3 市街地の整備	市街地開発課 都市計画課 建築指導課 みどり公園課 危機管理課	—																											
(略)	(略)	(略)																											
39	第3 1	<p>市街地の整備</p> <p>密集市街地の改善</p> <p>(略)</p> <p>■推進事業</p> <table border="1" data-bbox="349 979 1057 1283"> <tbody> <tr><td>○(削除)</td></tr> <tr><td>○(削除)</td></tr> <tr><td>○新中通り周辺市街地整備事業</td></tr> <tr><td>○狭あい道路拡幅整備事業</td></tr> <tr><td>○浦安駅周辺土地区画整理事業</td></tr> <tr><td>○猫実A地区土地区画整理事業</td></tr> <tr><td>○堀江・猫実元町中央地区<u>密集市街地</u>防災まちづくり</td></tr> </tbody> </table>	○(削除)	○(削除)	○新中通り周辺市街地整備事業	○狭あい道路拡幅整備事業	○浦安駅周辺土地区画整理事業	○猫実A地区土地区画整理事業	○堀江・猫実元町中央地区 <u>密集市街地</u> 防災まちづくり	第3 1	<p>市街地の整備</p> <p>密集市街地の改善</p> <p>(略)</p> <p>■推進事業</p> <table border="1" data-bbox="1214 979 1921 1283"> <tbody> <tr><td>○猫実五丁目東地区住環境整備事業</td></tr> <tr><td>○堀江・猫実B地区土地区画整理事業</td></tr> <tr><td>○新中通り周辺市街地整備事業</td></tr> <tr><td>○狭あい道路拡幅整備事業</td></tr> <tr><td>○浦安駅周辺土地区画整理事業</td></tr> <tr><td>○猫実A地区土地区画整理事業</td></tr> <tr><td>○堀江・猫実元町中央地区<u>防災まちづくり</u></td></tr> </tbody> </table>	○猫実五丁目東地区住環境整備事業	○堀江・猫実B地区土地区画整理事業	○新中通り周辺市街地整備事業	○狭あい道路拡幅整備事業	○浦安駅周辺土地区画整理事業	○猫実A地区土地区画整理事業	○堀江・猫実元町中央地区 <u>防災まちづくり</u>	取組による修正										
○(削除)																													
○(削除)																													
○新中通り周辺市街地整備事業																													
○狭あい道路拡幅整備事業																													
○浦安駅周辺土地区画整理事業																													
○猫実A地区土地区画整理事業																													
○堀江・猫実元町中央地区 <u>密集市街地</u> 防災まちづくり																													
○猫実五丁目東地区住環境整備事業																													
○堀江・猫実B地区土地区画整理事業																													
○新中通り周辺市街地整備事業																													
○狭あい道路拡幅整備事業																													
○浦安駅周辺土地区画整理事業																													
○猫実A地区土地区画整理事業																													
○堀江・猫実元町中央地区 <u>防災まちづくり</u>																													

項	修正後		修正前		根拠
40	第5	<p>道路・交通施設の安全化</p> <p>道路は、災害発生時に緊急車両の通行、食料・物資の輸送等の重要な役割を担うとともに、延焼火災に対しては延焼を遮断する防災空間としての効果も有している。</p> <p>市は、千葉県指定した緊急輸送道路と有機的連携を結ぶことを基本に、市の緊急輸送道路を指定し、防災面に配慮した道路ネットワークを形成するとともに、耐震性の高い道路整備を行うものとする。</p> <p><u>また、市は、国が指定した重要物流道路及び代替補完路について安全確保に努めるものとする。</u></p> <p>なお、液状化対策については、本章第3節に記載する。</p>	第5	<p>道路・交通施設の安全化</p> <p>道路は、災害発生時に緊急車両の通行、食料・物資の輸送等の重要な役割を担うとともに、延焼火災に対しては延焼を遮断する防災空間としての効果も有している。</p> <p>市は、千葉県指定した緊急輸送道路と有機的連携を結ぶことを基本に、市の緊急輸送道路を指定し、防災面に配慮した道路ネットワークを形成するとともに、耐震性の高い道路整備を行うものとする。。</p> <p>なお、液状化対策については、本章第3節に記載する。</p>	取組による修正
42	第3節 第1 1 (3)	<p>地盤対策、津波対策</p> <p>液状化対策</p> <p>1 公共施設の液状化対策</p> <p>(3) 文教施設、厚生施設</p> <p>市は、幼稚園・<u>認定こども園</u>、小・中学校や公民館などの文教施設、保育園などの厚生施設等の液状化対策を推進する。</p>	第3節 第1 1 (3)	<p>地盤対策、津波対策</p> <p>液状化対策</p> <p>1 公共施設の液状化対策</p> <p>(3) 文教施設、厚生施設</p> <p>市は、幼稚園、小・中学校や公民館などの文教施設、保育園などの厚生施設等の液状化対策を推進する。</p>	時点修正
46	第4節 第1 2	<p>災害に強い施設等の整備</p> <p>防災拠点施設</p> <p>2 地域拠点の整備</p> <p>市は、地域コミュニティの防災活動拠点(<u>特に災害時に情報を収集し、地域住民に伝達するための拠点</u>)として自治会集会所を位置づけ、<u>機能確保</u>に努める。</p> <p>また、指定避難所等、防災備蓄倉庫、救援物資受入所、一時滞在施設、救護所、消防署等を災害対応活動に必要な地域の防災拠点施設として位置づけ、施設の維持・更新により防災拠点機能の充実に努める。</p>	第4節 第1 2	<p>災害に強い施設等の整備</p> <p>防災拠点施設</p> <p>2 地域拠点の整備</p> <p>市は、地域コミュニティの防災活動の拠点として自治会集会所を位置づけ、情報伝達等の機能確保に努める。</p> <p>また、指定避難所等、防災備蓄倉庫、救援物資受入所、一時滞在施設、救護所、消防署等を災害対応活動に必要な地域の防災拠点施設として位置づけ、施設の維持・更新により防災拠点機能の充実に努める。</p>	取組による修正
47	第3 2 (3)	<p>備蓄施設等の整備</p> <p>2 備蓄物資等の整備</p> <p>(3) <u>物資調達・輸送調整等支援システムの活用</u></p> <p><u>市は、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録を推進する。</u></p>	第3 2	<p>備蓄施設等の整備</p> <p>2 備蓄物資等の整備</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	取組による修正

項	修正後	修正前	根拠
48	<p>第4 避難施設の整備</p> <p>市は、法に基づき、公共施設等を指定避難所等として指定するものとする。</p> <p>なお、法に定める要配慮者のうち、避難生活に特別の配慮を要する高齢者、障がい者等を支援するため、指定福祉避難所を指定するものとする。</p> <p>また、指定避難所等を周知するため避難場所誘導板、避難場所標示板等を設置するものとする。</p> 	<p>第4 避難施設の整備</p> <p>市は、法に基づき、公共施設等を指定避難所等として指定するものとする。</p> <p>なお、法に定める要配慮者のうち、避難生活に特別の配慮を要する高齢者、障がい者等を支援するため、<u>福祉避難所</u>を指定するものとする。</p> <p>また、指定避難所等を周知するため避難場所誘導板、避難場所標示板等を設置するものとする。</p> 	災害対策基本法等の改正
48	<p>1 指定避難所等の指定・整備</p> <p>(2) 指定福祉避難所の指定</p>	<p>1 指定避難所等の指定・整備</p> <p>(2) <u>福祉避難所</u>の指定</p>	災害対策基本法等の改正

項	修正後		修正前		根拠																								
		市は、避難生活に特別の配慮を要する高齢者、障がい者等を支援するため、福祉施設、公民館及び民間の福祉サービス事業所等を <u>指定福祉避難所</u> として指定する。		市は、避難生活に特別の配慮を要する高齢者、障がい者等を支援するため、福祉施設、公民館及び民間の福祉サービス事業所等を <u>福祉避難所</u> として指定する。																									
49	第5節 第1 2 (1)	消防体制の強化 消防力の強化 消防設備、資機材等の整備 消防指令業務の共同運用 市は、千葉県北西部 <u>10市</u> （松戸市、市川市、野田市、 <u>習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市</u> ）の共同指令センターにおいて、災害に対する初期対応の充実及び応援体制の強化を図る。	第5節 第1 2 (1)	消防体制の強化 消防力の強化 消防設備、資機材等の整備 消防指令業務の共同運用 市は、千葉県北西部 <u>6市</u> （松戸市、市川市、野田市、流山市、鎌ヶ谷市、浦安市）の共同指令センターにおいて、災害に対する初期対応の充実及び応援体制の強化を図る。	取組による修正																								
50	第2 1 (3)	救急救助体制の充実、強化 資機材の整備 ドローンの整備 市は、 <u>ドローンの計画的導入を図り、救急救助活動の効率化及び高度化を図る。</u>	第2 1 (3)	救急救助体制の充実、強化 資機材の整備 ドローンの整備 市は、 <u>救急救助活動の効率化及び高度化を図るためドローンの整備を推進する。</u>	取組による修正																								
50	第3 2 (2)	消防団の充実 消防団員の確保 女性消防団員の確保 市は、地域の防災リーダーとして女性消防団員の確保や能力活用を図るとともに、女性団員が <u>活躍</u> できる環境を整備する。	第3 2 (2)	消防団の充実 消防団員の確保 女性消防団員の確保 市は、地域の防災リーダーとして女性消防団員の確保や能力活用を図るとともに、女性団員が <u>活動</u> できる環境を整備する。	字句修正																								
53	第6節	<p>応急対応力の強化</p> <p>●対策項目と公助の担当機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第8 建築物対策</td> <td> 建築指導課 <u>市街地整備課</u> 住宅課 固定資産税課 収税課 営繕課 教育施設課 </td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	(略)	(略)	(略)	第8 建築物対策	建築指導課 <u>市街地整備課</u> 住宅課 固定資産税課 収税課 営繕課 教育施設課	—	(略)	(略)	(略)	第6節	<p>応急対応力の強化</p> <p>●対策項目と公助の担当機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第8 建築物対策</td> <td> 建築指導課 <u>市街地開発課</u> 住宅課 固定資産税課 収税課 営繕課 教育施設課 </td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	(略)	(略)	(略)	第8 建築物対策	建築指導課 <u>市街地開発課</u> 住宅課 固定資産税課 収税課 営繕課 教育施設課	—	(略)	(略)	(略)	時点修正
項目	担当	関係機関																											
(略)	(略)	(略)																											
第8 建築物対策	建築指導課 <u>市街地整備課</u> 住宅課 固定資産税課 収税課 営繕課 教育施設課	—																											
(略)	(略)	(略)																											
項目	担当	関係機関																											
(略)	(略)	(略)																											
第8 建築物対策	建築指導課 <u>市街地開発課</u> 住宅課 固定資産税課 収税課 営繕課 教育施設課	—																											
(略)	(略)	(略)																											

項	修正後	修正前	根拠
54	第1 協力体制の確立 1 組織体制の整備 (1) 職員の防災力強化 市は、対策部ごとに浦安市地域防災対策マニュアルの不断の検証を行い、組織としての防災力の向上を図る。 <u>また、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制を整備する。</u>	第1 協力体制の確立 1 組織体制の整備 (1) 職員の防災力強化 市は、対策部ごとに浦安市地域防災対策マニュアルの不断の検証を行い、組織としての防災力の向上を図る。	上位計画の修正
55	3 受援対象業務の選定及び受援力の向上 (2) 受援力の向上 市は実践型訓練等を通じて、受援体制や受援対象業務の選定等を見直すとともに、 <u>応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。</u>	3 受援対象業務の選定及び受援力の向上 (2) 受援力の向上 市は、実践型訓練等を通じて、受援体制や受援対象業務の選定等を見直すとともに、 <u>その習熟を図る。</u>	上位計画の修正
57	第4 学校等・指定避難所対策 1 指定避難所開設・運営の協力体制構築 (3) <u>避難所等における感染症対策の推進</u> <u>避難所となる施設については、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備を推進する。</u> <u>また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、平常時から市川健康福祉センターと連携して対応を検討する。</u>	第4 学校等・指定避難所対策 1 指定避難所開設・運営の協力体制構築 (3) (新設) (新設)	上位計画の修正
58	第5 給水・物資供給対策 2 生活関連物資等の確保 (2) 家庭内等の備蓄 市民及び事業所は、それぞれの家族構成等を鑑み必要品目を検討した上で、最低でも3日以上（推奨1週間）の生活関連物資の備蓄として <u>飲料水や食料の備蓄やモバイルバッテリー等の準備のほか、感染症対策としてマスク、消毒液の備蓄を行う。また、自動車へのごまめな給油を行う。</u> 特に、高齢者、障がい者、乳幼児や食物アレルギーをもつ家族がいる場合は、それぞれ必要とする介護用具、医薬品、粉ミルク、液体ミルク、哺乳瓶、アレルギー対応食等の備蓄を行う。 また、ペットを飼養している場合は、ペットのための防災用具、ゲージ及び餌等を備蓄する。	第5 給水・物資供給対策 2 生活関連物資等の確保 (2) 家庭内等の備蓄 市民及び事業所は、それぞれの家族構成等を鑑み必要品目を検討した上で、最低でも3日以上（推奨1週間）の生活関連物資の備蓄を行う。特に、高齢者、障がい者、乳幼児や食物アレルギーをもつ家族がいる場合は、それぞれ必要とする介護用具、医薬品、粉ミルク、液体ミルク、哺乳瓶、アレルギー対応食等の備蓄を行う。 また、ペットを飼養している場合は、ペットのための防災用具、ゲージ及び餌等を備蓄する。	上位計画の修正

項	修正後	修正前	根拠												
59	<p>■ 備蓄目標の考え方</p> <table border="1" data-bbox="349 197 1048 689"> <tr> <td data-bbox="349 197 501 427">市</td> <td data-bbox="501 197 1048 427"> <u>自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で、発災直後の生命維持や生活に最低限必要な「食料や飲料水」などを中心に3日分程度を備蓄する。</u> <u>(浦安市災害時の緊急物資等の備蓄に関する計画)より</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="349 427 501 549">家庭</td> <td data-bbox="501 427 1048 549"> 家族の生活関連物資（特に飲料水・食料等の生活必需品）等を最低でも3日以上（推奨1週間）備蓄する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="349 549 501 689">事業所</td> <td data-bbox="501 549 1048 689"> 従業員、利用者の生活関連物資（特に飲料水・食料等の生活必需品）等を最低でも3日以上（推奨1週間）を備蓄する。 </td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>(4) <u>燃料供給体制の整備</u> <u>市はあらかじめ、石油販売業者と燃料の優先供給について、協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮する。</u></p>	市	<u>自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で、発災直後の生命維持や生活に最低限必要な「食料や飲料水」などを中心に3日分程度を備蓄する。</u> <u>(浦安市災害時の緊急物資等の備蓄に関する計画)より</u>	家庭	家族の生活関連物資（特に飲料水・食料等の生活必需品）等を最低でも3日以上（推奨1週間）備蓄する。	事業所	従業員、利用者の生活関連物資（特に飲料水・食料等の生活必需品）等を最低でも3日以上（推奨1週間）を備蓄する。	<p>■ 備蓄目標の考え方</p> <table border="1" data-bbox="1214 197 1912 893"> <tr> <td data-bbox="1214 197 1366 628">市</td> <td data-bbox="1366 197 1912 628"> ○飲料水 断水等により飲料水が確保できない市民等を対象に3日以上飲料水を確保する。 ○食料 ・建物被害による避難者 29,825 人を対象とする。 ・食料は1日2食とし、3日分を備蓄する。 <u>29,825 人×2食×3日= 178,950 食</u> ・帰宅困難者 53,240 食(2食分)や家屋等の倒壊、焼失等で食料を確保できない市民への予備分を含め、<u>24 万食程度を備蓄する。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1214 628 1366 750">家庭</td> <td data-bbox="1366 628 1912 750"> 家族の生活関連物資（特に飲料水・食料等の生活必需品）等を最低でも3日以上（推奨1週間）備蓄する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1214 750 1366 893">事業所</td> <td data-bbox="1366 750 1912 893"> 従業員、利用者の生活関連物資（特に飲料水・食料等の生活必需品）等を最低でも3日以上（推奨1週間）を備蓄する。 </td> </tr> </table> <p>(略) (新設) (新設)</p>	市	○飲料水 断水等により飲料水が確保できない市民等を対象に3日以上飲料水を確保する。 ○食料 ・建物被害による避難者 29,825 人を対象とする。 ・食料は1日2食とし、3日分を備蓄する。 <u>29,825 人×2食×3日= 178,950 食</u> ・帰宅困難者 53,240 食(2食分)や家屋等の倒壊、焼失等で食料を確保できない市民への予備分を含め、 <u>24 万食程度を備蓄する。</u>	家庭	家族の生活関連物資（特に飲料水・食料等の生活必需品）等を最低でも3日以上（推奨1週間）備蓄する。	事業所	従業員、利用者の生活関連物資（特に飲料水・食料等の生活必需品）等を最低でも3日以上（推奨1週間）を備蓄する。	<p>取組による修正</p> <p>上位計画の修正</p>
市	<u>自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で、発災直後の生命維持や生活に最低限必要な「食料や飲料水」などを中心に3日分程度を備蓄する。</u> <u>(浦安市災害時の緊急物資等の備蓄に関する計画)より</u>														
家庭	家族の生活関連物資（特に飲料水・食料等の生活必需品）等を最低でも3日以上（推奨1週間）備蓄する。														
事業所	従業員、利用者の生活関連物資（特に飲料水・食料等の生活必需品）等を最低でも3日以上（推奨1週間）を備蓄する。														
市	○飲料水 断水等により飲料水が確保できない市民等を対象に3日以上飲料水を確保する。 ○食料 ・建物被害による避難者 29,825 人を対象とする。 ・食料は1日2食とし、3日分を備蓄する。 <u>29,825 人×2食×3日= 178,950 食</u> ・帰宅困難者 53,240 食(2食分)や家屋等の倒壊、焼失等で食料を確保できない市民への予備分を含め、 <u>24 万食程度を備蓄する。</u>														
家庭	家族の生活関連物資（特に飲料水・食料等の生活必需品）等を最低でも3日以上（推奨1週間）備蓄する。														
事業所	従業員、利用者の生活関連物資（特に飲料水・食料等の生活必需品）等を最低でも3日以上（推奨1週間）を備蓄する。														
60	<p>第6 防疫・清掃・環境対策 2 廃棄物処理対策 (1) 仮置き場の設置 市は、「<u>浦安市災害廃棄物処理計画</u>」に基づき、災害廃棄物の仮置き場を速やかに設置できるよう、候補地を検討する。</p>	<p>第6 防疫・清掃・環境対策 2 廃棄物処理対策 (1) 仮置き場の設置 市は、災害廃棄物の仮置き場を速やかに設置できるよう、候補地を検討する。</p>	<p>取組による修正</p>												

項	修正後	修正前	根拠																														
	<p>(2) <u>(削除)</u> <u>(削除)</u></p> <p>(2) 災害廃棄物処理計画等の作成 市は、<u>浦安市地域防災計画の修正のほか、国が行う法整備や指針の策定状況、千葉県災害廃棄物処理計画の修正等を踏まえ、計画の実効性を高めるために適宜見直しを行う。</u></p> <p>(3) 収集処理事業者との協定締結</p>	<p>(2) ガイドライン等の作成 市は、<u>仮置き場への分別・排出方法に関するガイドライン及び災害廃棄物の分別表を作成し、自治会自主防災組織等に配布する。</u> <u>また、自治会の環境部門の役員や廃棄物減量等推進員を通じて、市と自治会自主防災組織との協力体制を構築する。</u></p> <p>(3) 災害廃棄物処理計画等の作成 市は、<u>国の災害廃棄物対策指針及び千葉県災害廃棄物処理計画と整合を図りつつ、災害廃棄物処理計画及び災害廃棄物処理実行計画を作成し、必要な体制を整備する。</u></p> <p>(4) 収集処理事業者との協定締結</p>	<p>第4章 第14節 第13.「災害廃棄物の処理」へ統合</p> <p>取組による修正</p>																														
63	<p>第7節 要配慮者対策 ●対策項目と公助の担当機関</p> <table border="1" data-bbox="347 702 1046 1075"> <thead> <tr> <th>組織</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">第1 避難行動要支援者の対策</td> <td>社会福祉課</td> <td rowspan="5">自治会自主防災組織、浦安市民生委員児童委員協議会、民間サービス事業所等</td> </tr> <tr> <td>障がい福祉課</td> </tr> <tr> <td>障がい事業課</td> </tr> <tr> <td>高齢者福祉課</td> </tr> <tr> <td>高齢者包括支援課 <u>中央地域包括支援センター</u></td> </tr> <tr> <td>介護保険課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	組織	担当	関係機関	第1 避難行動要支援者の対策	社会福祉課	自治会自主防災組織、浦安市民生委員児童委員協議会、民間サービス事業所等	障がい福祉課	障がい事業課	高齢者福祉課	高齢者包括支援課 <u>中央地域包括支援センター</u>	介護保険課		(略)	(略)	(略)	<p>第7節 要配慮者対策 ●対策項目と公助の担当機関</p> <table border="1" data-bbox="1214 702 1912 1075"> <thead> <tr> <th>組織</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">第1 避難行動要支援者の対策</td> <td>社会福祉課</td> <td rowspan="5">自治会自主防災組織、浦安市民生委員児童委員協議会、民間サービス事業所等</td> </tr> <tr> <td>障がい福祉課</td> </tr> <tr> <td>障がい事業課</td> </tr> <tr> <td>高齢者福祉課</td> </tr> <tr> <td>高齢者包括支援課 <u>猫実地域包括支援センター</u></td> </tr> <tr> <td>介護保険課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	組織	担当	関係機関	第1 避難行動要支援者の対策	社会福祉課	自治会自主防災組織、浦安市民生委員児童委員協議会、民間サービス事業所等	障がい福祉課	障がい事業課	高齢者福祉課	高齢者包括支援課 <u>猫実地域包括支援センター</u>	介護保険課		(略)	(略)	(略)	<p>災害対策基本法等の改正</p>
組織	担当	関係機関																															
第1 避難行動要支援者の対策	社会福祉課	自治会自主防災組織、浦安市民生委員児童委員協議会、民間サービス事業所等																															
	障がい福祉課																																
	障がい事業課																																
	高齢者福祉課																																
	高齢者包括支援課 <u>中央地域包括支援センター</u>																																
介護保険課																																	
(略)	(略)	(略)																															
組織	担当	関係機関																															
第1 避難行動要支援者の対策	社会福祉課	自治会自主防災組織、浦安市民生委員児童委員協議会、民間サービス事業所等																															
	障がい福祉課																																
	障がい事業課																																
	高齢者福祉課																																
	高齢者包括支援課 <u>猫実地域包括支援センター</u>																																
介護保険課																																	
(略)	(略)	(略)																															
64	<p>第1 避難行動要支援者の対策 1 避難行動要支援者支援 (2) <u>個別計画の作成</u> 市は、<u>避難支援等関係者の協力により、避難行動要支援者一人ひとりの避難支援計画となる「浦安市災害時要援護者避難支援プラン〈個別計画〉」を作成する。</u> (略)</p>	<p>第1 避難行動要支援者の対策 1 避難行動要支援者支援 (2) <u>個別計画の推進</u> 市は、<u>避難支援等関係者の協力により、避難行動要支援者一人ひとりの避難支援計画となる「浦安市災害時要援護者避難支援プラン〈個別計画〉」の作成を推進する。</u> (略)</p>																															

項	修正後	修正前	根拠
	<p>3 <u>指定福祉避難所</u>の整備</p> <p>市は、災害時において、避難生活に特別の配慮を要する高齢者、障がい者等を支援するため、法に基づいて<u>指定福祉避難所</u>を指定し、必要な備品、消耗品等の備蓄を計画的に推進する。</p> <p>また、福祉施設や民間の福祉サービス事業所等との協定を結び、<u>指定福祉避難所</u>の拡充を推進する。</p>	<p>3 福祉避難所の整備</p> <p>市は、災害時において、避難生活に特別の配慮を要する高齢者、障がい者等を支援するため、法に基づいて福祉避難所を指定し、必要な備品、消耗品等の備蓄を計画的に推進する。また、福祉施設や民間の福祉サービス事業所等との協定を結び、<u>福祉避難所</u>の拡充を推進する。</p>	災害対策基本法等の改正
65	<p>第2節 要配慮者利用施設の対策</p> <p>2 施設の安全確保</p> <p>市は、要配慮者利用施設がガラスの飛散防止や棚等の固定等施設の安全対策を行うための支援を行う。</p> <p>また、要配慮者利用施設が必要な資機材、備品、飲料水、食料等の備蓄を推進するための支援を行う<u>ほか、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源の確保を推進する。</u></p> <p>第3節 外国人への支援対策</p> <p>1 外国人への啓発</p> <p>市は、要配慮者のうち、外国人を対象として、防災マップや防災知識を掲載したパンフレット等を<u>多言語</u>で記載して配布する。</p> <p>(略)</p> <p>3 具体的支援対策</p> <p>市は、日本語が理解できない外国人のために指定避難所における注意事項や生活情報等を<u>多言語</u>で表示したシートを作成し、指定避難所となる施設に備蓄する。</p> <p>また、(仮)災害時外国人支援センターを設置し、多言語による情報発信を行う。</p>	<p>第2節 要配慮者利用施設の対策</p> <p>2 施設の安全確保</p> <p>市は、要配慮者利用施設がガラスの飛散防止や棚等の固定等施設の安全対策を行うための支援を行う。</p> <p>また、要配慮者利用施設が必要な資機材、備品、飲料水、食料等の備蓄を推進するための支援を行う。</p> <p>第3節 外国人への支援対策</p> <p>1 外国人への啓発</p> <p>市は、要配慮者のうち、外国人を対象として、防災マップや防災知識を掲載したパンフレット等を<u>数ヶ国語</u>で記載して配布する。</p> <p>(略)</p> <p>3 具体的支援対策</p> <p>市は、日本語が理解できない外国人のために指定避難所における注意事項や生活情報等を<u>数ヶ国語</u>で表示したシートを作成し、指定避難所となる施設に備蓄する。</p> <p>また、(仮)災害時外国人支援センターを設置し、多言語による情報発信を行う。</p>	<p>上位計画の修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p>
66	<p>第8節 帰宅困難者対策</p> <p>第2節 帰宅困難者への支援</p> <p>2 一時滞在施設の確保</p>	<p>第8節 帰宅困難者対策</p> <p>第2節 帰宅困難者への支援</p> <p>2 一時滞在施設の確保</p>	取組による修正

項	修正後	修正前	根拠																																																
	<p>市は、耐震性等の安全性を考慮したうえで、駅周辺の滞留者等を一時的に受け入れるための一時滞在施設の確保を図る。民間施設については、当該事業者と協議を行い、事前に協定を締結する。</p> <p>■<u>帰宅困難者一時滞在施設</u></p> <table border="1" data-bbox="349 363 1057 507"> <tr> <td data-bbox="349 363 488 448"><u>公共施設</u></td> <td data-bbox="488 363 1057 448"><u>中央公民館、市民プラザWave101、J:COM浦安音楽ホール、総合体育館</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="349 448 488 507"><u>民間施設</u></td> <td data-bbox="488 448 1057 507"><u>災害協定（帰宅困難者支援）締結先</u></td> </tr> </table>	<u>公共施設</u>	<u>中央公民館、市民プラザWave101、J:COM浦安音楽ホール、総合体育館</u>	<u>民間施設</u>	<u>災害協定（帰宅困難者支援）締結先</u>	<p>市は、耐震性等の安全性を考慮したうえで、駅周辺の滞留者等を一時的に受け入れるための一時滞在施設の確保を図る。</p> <p>(新設)</p>																																													
<u>公共施設</u>	<u>中央公民館、市民プラザWave101、J:COM浦安音楽ホール、総合体育館</u>																																																		
<u>民間施設</u>	<u>災害協定（帰宅困難者支援）締結先</u>																																																		
69	<p>第10節 水害対策 ※浦安市水防計画</p> <p>●対策項目と公助の担当機関</p> <table border="1" data-bbox="349 619 1057 1501"> <thead> <tr> <th data-bbox="349 619 689 662">組織</th> <th data-bbox="689 619 878 662">担当</th> <th data-bbox="878 619 1057 662">関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="349 662 689 738">第1 治水事業の推進</td> <td data-bbox="689 662 878 738">道路整備課</td> <td data-bbox="878 662 1057 738">千葉県葛南土木事務所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="349 738 689 815">第2 適切な施設維持管理</td> <td data-bbox="689 738 878 815">道路整備課 <u>道路管理課</u></td> <td data-bbox="878 738 1057 815">千葉県葛南土木事務所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="349 815 689 971">第3 水害に対する知識の普及・啓発</td> <td data-bbox="689 815 878 971">危機管理課</td> <td data-bbox="878 815 1057 971">千葉県河川環境課 千葉県葛南土木事務所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="349 971 689 1257">第4 水防法に基づく避難体制の整備</td> <td data-bbox="689 971 878 1257">危機管理課 健康増進課 保育幼稚園課 介護保険課 高齢者福祉課 障がい事業課 教育総務課</td> <td data-bbox="878 971 1057 1257">医療機関、社会福祉施設、私立幼稚園・保育園 <u>千葉県葛南土木事務所</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="349 1257 689 1334">第5 水防用資器材の整備</td> <td data-bbox="689 1257 878 1334">道路整備課</td> <td data-bbox="878 1257 1057 1334"><u>千葉県葛南土木事務所</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="349 1334 689 1410">第6 高潮対策</td> <td data-bbox="689 1334 878 1410"><u>危機管理課</u> 道路整備課</td> <td data-bbox="878 1334 1057 1410"><u>千葉県葛南土木事務所</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="349 1410 689 1501">第7 避難体制の整備</td> <td data-bbox="689 1410 878 1501">危機管理課 教育総務課</td> <td data-bbox="878 1410 1057 1501"></td> </tr> </tbody> </table>	組織	担当	関係機関	第1 治水事業の推進	道路整備課	千葉県葛南土木事務所	第2 適切な施設維持管理	道路整備課 <u>道路管理課</u>	千葉県葛南土木事務所	第3 水害に対する知識の普及・啓発	危機管理課	千葉県河川環境課 千葉県葛南土木事務所	第4 水防法に基づく避難体制の整備	危機管理課 健康増進課 保育幼稚園課 介護保険課 高齢者福祉課 障がい事業課 教育総務課	医療機関、社会福祉施設、私立幼稚園・保育園 <u>千葉県葛南土木事務所</u>	第5 水防用資器材の整備	道路整備課	<u>千葉県葛南土木事務所</u>	第6 高潮対策	<u>危機管理課</u> 道路整備課	<u>千葉県葛南土木事務所</u>	第7 避難体制の整備	危機管理課 教育総務課		<p>第10節 水害対策 ※浦安市水防計画</p> <p>●対策項目と公助の担当機関</p> <table border="1" data-bbox="1214 619 1921 1457"> <thead> <tr> <th data-bbox="1214 619 1532 662">組織</th> <th data-bbox="1532 619 1742 662">担当</th> <th data-bbox="1742 619 1921 662">関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1214 662 1532 738">第1 治水事業の推進</td> <td data-bbox="1532 662 1742 738">道路整備課</td> <td data-bbox="1742 662 1921 738">千葉県葛南土木事務所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1214 738 1532 815">第2 適切な施設維持管理</td> <td data-bbox="1532 738 1742 815">道路整備課</td> <td data-bbox="1742 738 1921 815">千葉県葛南土木事務所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1214 815 1532 971">第3 水害に対する知識の普及・啓発</td> <td data-bbox="1532 815 1742 971">危機管理課</td> <td data-bbox="1742 815 1921 971">千葉県河川環境課 千葉県葛南土木事務所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1214 971 1532 1257">第4 水防法に基づく避難体制の整備</td> <td data-bbox="1532 971 1742 1257">危機管理課 健康増進課 保育幼稚園課 介護保険課 高齢者福祉課 障がい事業課 教育総務課</td> <td data-bbox="1742 971 1921 1257">医療機関、社会福祉施設、私立幼稚園・保育園</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1214 1257 1532 1300">第5 水防用資器材の整備</td> <td data-bbox="1532 1257 1742 1300">道路整備課</td> <td data-bbox="1742 1257 1921 1300">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1214 1300 1532 1377">第6 高潮対策</td> <td data-bbox="1532 1300 1742 1377">道路整備課</td> <td data-bbox="1742 1300 1921 1377">千葉県葛南土木事務所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1214 1377 1532 1457">第7 避難体制の整備</td> <td data-bbox="1532 1377 1742 1457">危機管理課 教育総務課</td> <td data-bbox="1742 1377 1921 1457">—</td> </tr> </tbody> </table>	組織	担当	関係機関	第1 治水事業の推進	道路整備課	千葉県葛南土木事務所	第2 適切な施設維持管理	道路整備課	千葉県葛南土木事務所	第3 水害に対する知識の普及・啓発	危機管理課	千葉県河川環境課 千葉県葛南土木事務所	第4 水防法に基づく避難体制の整備	危機管理課 健康増進課 保育幼稚園課 介護保険課 高齢者福祉課 障がい事業課 教育総務課	医療機関、社会福祉施設、私立幼稚園・保育園	第5 水防用資器材の整備	道路整備課	—	第6 高潮対策	道路整備課	千葉県葛南土木事務所	第7 避難体制の整備	危機管理課 教育総務課	—	時点修正
組織	担当	関係機関																																																	
第1 治水事業の推進	道路整備課	千葉県葛南土木事務所																																																	
第2 適切な施設維持管理	道路整備課 <u>道路管理課</u>	千葉県葛南土木事務所																																																	
第3 水害に対する知識の普及・啓発	危機管理課	千葉県河川環境課 千葉県葛南土木事務所																																																	
第4 水防法に基づく避難体制の整備	危機管理課 健康増進課 保育幼稚園課 介護保険課 高齢者福祉課 障がい事業課 教育総務課	医療機関、社会福祉施設、私立幼稚園・保育園 <u>千葉県葛南土木事務所</u>																																																	
第5 水防用資器材の整備	道路整備課	<u>千葉県葛南土木事務所</u>																																																	
第6 高潮対策	<u>危機管理課</u> 道路整備課	<u>千葉県葛南土木事務所</u>																																																	
第7 避難体制の整備	危機管理課 教育総務課																																																		
組織	担当	関係機関																																																	
第1 治水事業の推進	道路整備課	千葉県葛南土木事務所																																																	
第2 適切な施設維持管理	道路整備課	千葉県葛南土木事務所																																																	
第3 水害に対する知識の普及・啓発	危機管理課	千葉県河川環境課 千葉県葛南土木事務所																																																	
第4 水防法に基づく避難体制の整備	危機管理課 健康増進課 保育幼稚園課 介護保険課 高齢者福祉課 障がい事業課 教育総務課	医療機関、社会福祉施設、私立幼稚園・保育園																																																	
第5 水防用資器材の整備	道路整備課	—																																																	
第6 高潮対策	道路整備課	千葉県葛南土木事務所																																																	
第7 避難体制の整備	危機管理課 教育総務課	—																																																	

項	修正後	修正前	根拠
69	<p>第1 治水事業の推進</p> <p>1 河川改修等 千葉県は、河川の治水対策として、低地対策河川事業及び県単水辺環境整備事業や広域河川改修事業により、地盤改良及び護岸の改築等の河川の改修を進めている。市は、その他の河川についても、防災機能の向上とあわせて良好な水辺環境となるよう、整備の具体化に向けて千葉県と連携を図る。また、境川河口部の水門の新設について、千葉県と協議を進める。</p> <p><u>江戸川流域では、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策である「流域治水」を計画的に推進するため、国土交通省、流域の自治体からなる「江戸川流域治水協議会」が設立されている。また、千葉県では、県内二級河川の流域の自治体からなる「東京湾北部圏域流域治水協議会」が設立されている。市は、平常時からこれら関係者との連携を図る。</u></p> <p>2 流域対策（雨水貯留施設） 市は、<u>雨水管理総合計画に基づき</u>、市内の学校の校庭や公園、道路の地下への雨水貯留施設の整備を行う。また、民有地の宅地に対しては、浦安市宅地開発事業等に関する条例に基づき、雨水貯留施設の設置指導を継続する。</p>	<p>第1 治水事業の推進</p> <p>1 河川改修等 千葉県は、河川の治水対策として、低地対策河川事業及び県単水辺環境整備事業や広域河川改修事業により、地盤改良及び護岸の改築等の河川の改修を進めている。市は、その他の河川についても、防災機能の向上とあわせて良好な水辺環境となるよう、整備の具体化に向けて千葉県と連携を図る。また、境川河口部の水門の新設について、千葉県と協議を進める。</p> <p>2 流域対策（雨水貯留施設） 市は、市内の学校の校庭や公園、道路の地下への雨水貯留施設の整備を行う。また、民有地の宅地に対しては、浦安市宅地開発事業等に関する条例に基づき、雨水貯留施設の設置指導を継続する。</p>	<p>取組による修正</p> <p>取組による修正</p>
70	<p>第3 水害に対する知識の普及・啓発 本市及び千葉県は、水害による被害の軽減を図るため、浸水のおそれのある地域をあらかじめ調査し、「想定最大規模降雨」に対応した浸水想定区域を把握するものとする。また、住民自らがあらかじめ豪雨による地域の危険性を理解し、自身に最も適した避難行動につなげるため、浸水情報や避難場所等の必要な情報を記載した洪水ハザードマップを作成・配布するとともに、<u>場所にいる人まで避難所等に行く必要がないこと、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難情報の意味について</u>、広報紙、市公式ホームページ等により地域住民への周知を行うものとする。</p>	<p>第3 水害に対する知識の普及・啓発 本市及び千葉県は、水害による被害の軽減を図るため、浸水のおそれのある地域をあらかじめ調査し、「想定最大規模降雨」に対応した浸水想定区域を把握するものとする。また、住民自らがあらかじめ豪雨による地域の危険性を理解し、自身に最も適した避難行動につなげるため、浸水情報や避難場所等の必要な情報を記載した洪水ハザードマップを作成・配布するとともに、広報紙、市公式ホームページ等により地域住民への周知を行うものとする</p>	<p>災害対策基本法等の改正</p>

項	修正後	修正前	根拠										
71	<p>第6 高潮対策</p> <p>2 情報伝達体制の構築 市は、気象庁が発表する高潮情報を迅速に伝達し、安全な場所に避難するよう<u>指示</u>するための体制を整備する。 (略)</p> <p>第7 避難体制の整備</p> <p>1 水害時における避難行動の検討</p> <p>(1) 被害の発生予想が可能となるような情報収集 適切な避難行動を開始するためには、被害の発生予想が可能となるように平常時よりハザードマップ等により自らが居住する地域の危険度を認識するとともに、大雨時には、テレビ、ラジオ、インターネット、防災行政無線等、多様なメディアを通して、気象官署の発表する予警報や地方公共団体の避難<u>情報</u>、防災・災害情報を幅広く収集する必要がある。</p>	<p>第6 高潮対策</p> <p>2 情報伝達体制の構築 市は、気象庁が発表する高潮情報を迅速に伝達し、安全な場所に避難するよう<u>勧告・指示</u>するための体制を整備する。 (略)</p> <p>第7 避難体制の整備</p> <p>1 水害時における避難行動の検討</p> <p>(1) 被害の発生予想が可能となるような情報収集 適切な避難行動を開始するためには、被害の発生予想が可能となるように平常時よりハザードマップ等により自らが居住する地域の危険度を認識するとともに、大雨時には、テレビ、ラジオ、インターネット、防災行政無線等、多様なメディアを通して、気象官署の発表する予警報や地方公共団体の避難<u>勧告</u>等、防災・災害情報を幅広く収集する必要がある。</p>	災害対策基本法等の改正										
72	<p>(2) 避難行動</p> <p>■避難行動</p> <table border="1" data-bbox="349 788 1057 1398"> <tr> <td data-bbox="349 788 586 1018">災害が発生するまで時間に余裕がある場合</td> <td data-bbox="586 788 1057 1018"> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>自宅の安全を確保したうえで、在宅避難</u> ・近隣の安全な場所・建物への移動 ・市外の親戚、知人宅や宿泊施設への移動 ・<u>開設された待避所への移動</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="349 1018 586 1398" rowspan="2">災害の発生が切迫している場合</td> <td data-bbox="586 1018 1057 1209"> <p>① 冠水時等の屋外移動の回避</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間や激しい降雨時、道路冠水時等、避難路上の危険箇所の把握が困難な場合は、屋外での移動は極力避ける。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="586 1209 1057 1398"> <p>② 屋内での待避等の安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急激な降雨や浸水により待避所へ移動することが困難な場合、状況に応じて、自宅等の上階等へ緊急的に一時避難し、救助を待つ </td> </tr> </table>	災害が発生するまで時間に余裕がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>自宅の安全を確保したうえで、在宅避難</u> ・近隣の安全な場所・建物への移動 ・市外の親戚、知人宅や宿泊施設への移動 ・<u>開設された待避所への移動</u> 	災害の発生が切迫している場合	<p>① 冠水時等の屋外移動の回避</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間や激しい降雨時、道路冠水時等、避難路上の危険箇所の把握が困難な場合は、屋外での移動は極力避ける。 	<p>② 屋内での待避等の安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急激な降雨や浸水により待避所へ移動することが困難な場合、状況に応じて、自宅等の上階等へ緊急的に一時避難し、救助を待つ 	<p>(2) 避難行動</p> <p>■避難行動</p> <table border="1" data-bbox="1214 788 1921 1321"> <tr> <td data-bbox="1214 788 1451 944">災害が発生するまで時間に余裕がある場合</td> <td data-bbox="1451 788 1921 944"> <ul style="list-style-type: none"> ・開設された待避所への移動 ・近隣の安全な場所・建物への移動 ・市外の親戚、知人宅や宿泊施設への移動 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1214 944 1451 1321" rowspan="2">災害の発生が切迫している場合</td> <td data-bbox="1451 944 1921 1136"> <p>① 冠水時等の屋外移動の回避</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間や激しい降雨時、道路冠水時等、避難路上の危険箇所の把握が困難な場合は、屋外での移動は極力避ける。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1451 1136 1921 1321"> <p>② 屋内での待避等の安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急激な降雨や浸水により待避所へ移動することが困難な場合、状況に応じて、自宅等の上階等へ緊急的に一時避難し、救助を待つ </td> </tr> </table>	災害が発生するまで時間に余裕がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・開設された待避所への移動 ・近隣の安全な場所・建物への移動 ・市外の親戚、知人宅や宿泊施設への移動 	災害の発生が切迫している場合	<p>① 冠水時等の屋外移動の回避</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間や激しい降雨時、道路冠水時等、避難路上の危険箇所の把握が困難な場合は、屋外での移動は極力避ける。 	<p>② 屋内での待避等の安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急激な降雨や浸水により待避所へ移動することが困難な場合、状況に応じて、自宅等の上階等へ緊急的に一時避難し、救助を待つ 	取組による修正
災害が発生するまで時間に余裕がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>自宅の安全を確保したうえで、在宅避難</u> ・近隣の安全な場所・建物への移動 ・市外の親戚、知人宅や宿泊施設への移動 ・<u>開設された待避所への移動</u> 												
災害の発生が切迫している場合	<p>① 冠水時等の屋外移動の回避</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間や激しい降雨時、道路冠水時等、避難路上の危険箇所の把握が困難な場合は、屋外での移動は極力避ける。 												
	<p>② 屋内での待避等の安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急激な降雨や浸水により待避所へ移動することが困難な場合、状況に応じて、自宅等の上階等へ緊急的に一時避難し、救助を待つ 												
災害が発生するまで時間に余裕がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・開設された待避所への移動 ・近隣の安全な場所・建物への移動 ・市外の親戚、知人宅や宿泊施設への移動 												
災害の発生が切迫している場合	<p>① 冠水時等の屋外移動の回避</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間や激しい降雨時、道路冠水時等、避難路上の危険箇所の把握が困難な場合は、屋外での移動は極力避ける。 												
	<p>② 屋内での待避等の安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急激な降雨や浸水により待避所へ移動することが困難な場合、状況に応じて、自宅等の上階等へ緊急的に一時避難し、救助を待つ 												

項	修正後	修正前	根拠
	2 待避所等の開設及び運営体制の整備 (4) <u>男女共同参画の視点からの取り組み</u> <u>市は、待避所等の運営体制について、できるだけ女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮する。</u>	2 待避所等の開設及び運営体制の整備 (4) <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>	上位計画の修正
74	第11節 風害対策 第2節 電力施設風害防止対策 2 塩害対策 (1) 送電設備 <u>耐塩用懸垂がいしまたは、懸垂がいしの増結で対処するとともに、必要に応じてがいし清掃を実施する。</u> (略) 3 停電対策 (1) <u>情報提供体制の整備</u> <u>市は、東京電力パワーグリッド(株)と連携し、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制について整備を図る。</u> <u>また、東京電力パワーグリッド(株)は停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。</u> (2) <u>電源車の配備</u> <u>市及び千葉県は、電力復旧を優先すべき、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等のリスト化を行い、早期の停電復旧が必要な際の電源車の配備先候補案を作成するよう努める。</u>	第11節 風害対策 第2節 電力施設風害防止対策 2 塩害対策 (1) 送電設備 <u>耐塩がいしまたはがいし増結で対処するとともに、必要に応じてがいし清掃を実施する。</u> (略) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)	上位計画の修正 字句修正 上位計画の修正
76	第12節 雪害対策 本市は豪雪地帯でないため、家屋が倒壊するような大規模な被害は想定されないが、道路の凍結や鉄道の運転停止など、社会的機能の低下が見込まれるほか、多くの帰宅困難者が発生すること等を鑑み、「 <u>雪害対策方針</u> 」に基づき、これらの被害を防止又は軽減するための対策を行うものとする。	第12節 雪害対策 本市は豪雪地帯でないため、家屋が倒壊するような大規模な被害は想定されないが、道路の凍結や鉄道の運転停止など、社会的機能の低下が見込まれるほか、多くの帰宅困難者が発生すること等を鑑み、「 <u>大雪による除雪対策方針</u> 」に基づき、これらの被害を防止又は軽減するための対策を行うものとする。	取組による修正

項	修正後		修正前		根拠																				
80	第14節	大規模事故災害対策 ●対策項目と公助の担当機関 <table border="1" data-bbox="349 217 969 445"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 大規模火災</td> <td>市街地整備課 みどり公園課 消防本部</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 大規模火災	市街地整備課 みどり公園課 消防本部	—	(略)	(略)	(略)	第14節	大規模事故災害対策 ●対策項目と公助の担当機関 <table border="1" data-bbox="1211 217 1832 445"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 大規模火災</td> <td>市街地開発課 みどり公園課 消防本部</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 大規模火災	市街地開発課 みどり公園課 消防本部	—	(略)	(略)	(略)	時点修正		
項目	担当	関係機関																							
第1 大規模火災	市街地整備課 みどり公園課 消防本部	—																							
(略)	(略)	(略)																							
項目	担当	関係機関																							
第1 大規模火災	市街地開発課 みどり公園課 消防本部	—																							
(略)	(略)	(略)																							
85 87	第3章 第1節 第1 4	応急活動体制 災害対策本部設置時の体制（共通） 災害対策本部の設置・ <u>解散</u> 災害対策本部の解散 (略) ■災害対策本部の組織と事務分掌 (略) <table border="1" data-bbox="349 794 1046 1490"> <thead> <tr> <th>組織</th> <th>基本的な役割・業務(所掌事務)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>環境衛生対策部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ▶トイレ対策に関すること。(環境衛生課長) ▶廃棄物処理対策に関すること。(ごみゼ課長) ▶災害廃棄物処理に関すること。(ごみゼ課長、<u>クリーンセンター長</u>) ▶動物対策に関すること。(環境衛生課長) 環境保全に関すること。(環境保全課長) ▶防疫に関すること。(環境衛生課長、健康増進課長) </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>援護対策部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ▶要配慮者対策（在宅高齢者）に関すること。(高齢者包括支援課長、地域包括支援センター所長) ▶要配慮者対策（入所施設）に関すること。(高齢者福祉課長) </td> </tr> </tbody> </table>	組織	基本的な役割・業務(所掌事務)	(略)	(略)	環境衛生対策部	<ul style="list-style-type: none"> ▶トイレ対策に関すること。(環境衛生課長) ▶廃棄物処理対策に関すること。(ごみゼ課長) ▶災害廃棄物処理に関すること。(ごみゼ課長、<u>クリーンセンター長</u>) ▶動物対策に関すること。(環境衛生課長) 環境保全に関すること。(環境保全課長) ▶防疫に関すること。(環境衛生課長、健康増進課長) 	(略)	(略)	援護対策部	<ul style="list-style-type: none"> ▶要配慮者対策（在宅高齢者）に関すること。(高齢者包括支援課長、地域包括支援センター所長) ▶要配慮者対策（入所施設）に関すること。(高齢者福祉課長) 	第3章 第1節 第1 4	応急活動体制 災害対策本部設置時の体制（共通） 災害対策本部の設置・ <u>廃止</u> 災害対策本部の解散 (略) ■災害対策本部の組織と事務分掌 (略) <table border="1" data-bbox="1211 794 1908 1490"> <thead> <tr> <th>組織</th> <th>基本的な役割・業務(所掌事務)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>環境衛生対策部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ▶トイレ対策に関すること。(環境衛生課長) ▶廃棄物処理対策に関すること。(ごみゼ課長) ▶災害廃棄物処理に関すること。(ごみゼ課長) ▶動物対策に関すること。(環境衛生課長) 環境保全に関すること。(環境保全課長) ▶防疫に関すること。(環境衛生課長、健康増進課長) </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>援護対策部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ▶要配慮者対策（在宅高齢者）に関すること。(高齢者包括支援課長、地域包括支援センター所長) ▶要配慮者対策（入所施設）に関すること。(高齢者福祉課長) </td> </tr> </tbody> </table>	組織	基本的な役割・業務(所掌事務)	(略)	(略)	環境衛生対策部	<ul style="list-style-type: none"> ▶トイレ対策に関すること。(環境衛生課長) ▶廃棄物処理対策に関すること。(ごみゼ課長) ▶災害廃棄物処理に関すること。(ごみゼ課長) ▶動物対策に関すること。(環境衛生課長) 環境保全に関すること。(環境保全課長) ▶防疫に関すること。(環境衛生課長、健康増進課長) 	(略)	(略)	援護対策部	<ul style="list-style-type: none"> ▶要配慮者対策（在宅高齢者）に関すること。(高齢者包括支援課長、地域包括支援センター所長) ▶要配慮者対策（入所施設）に関すること。(高齢者福祉課長) 	字句修正 取組による修正
組織	基本的な役割・業務(所掌事務)																								
(略)	(略)																								
環境衛生対策部	<ul style="list-style-type: none"> ▶トイレ対策に関すること。(環境衛生課長) ▶廃棄物処理対策に関すること。(ごみゼ課長) ▶災害廃棄物処理に関すること。(ごみゼ課長、<u>クリーンセンター長</u>) ▶動物対策に関すること。(環境衛生課長) 環境保全に関すること。(環境保全課長) ▶防疫に関すること。(環境衛生課長、健康増進課長) 																								
(略)	(略)																								
援護対策部	<ul style="list-style-type: none"> ▶要配慮者対策（在宅高齢者）に関すること。(高齢者包括支援課長、地域包括支援センター所長) ▶要配慮者対策（入所施設）に関すること。(高齢者福祉課長) 																								
組織	基本的な役割・業務(所掌事務)																								
(略)	(略)																								
環境衛生対策部	<ul style="list-style-type: none"> ▶トイレ対策に関すること。(環境衛生課長) ▶廃棄物処理対策に関すること。(ごみゼ課長) ▶災害廃棄物処理に関すること。(ごみゼ課長) ▶動物対策に関すること。(環境衛生課長) 環境保全に関すること。(環境保全課長) ▶防疫に関すること。(環境衛生課長、健康増進課長) 																								
(略)	(略)																								
援護対策部	<ul style="list-style-type: none"> ▶要配慮者対策（在宅高齢者）に関すること。(高齢者包括支援課長、地域包括支援センター所長) ▶要配慮者対策（入所施設）に関すること。(高齢者福祉課長) 																								

項	修正後		修正前		根拠		
		<ul style="list-style-type: none"> ▶要配慮者対策（在宅障がい者）に関する事 と。（障がい福祉課長） ▶要配慮者対策（障がい児）に関する事 と。（こども発達センター所長） ▶指定福祉避難所対策に関する事 と。（障がい事業課長） ▶ボランティアに関する事 と。（社会福祉課長） ▶災害救助法の適用、その他に関する事 と。（社会福祉課長） 	<ul style="list-style-type: none"> ▶道路に関する事と。（道路管理課長・道 路整備課長） ▶河川に関する事と。（道路整備課長） ▶緊急輸送路等に関する事と。（道路管理 課長） ▶建築物の応急危険度判定に関する事 と。（建築指導課長） ▶交通機関に関する事と。（都市計画課 長） ▶復興計画の策定（都市基盤）に関する事 と。（都市計画課長） ▶仮設住宅に関する事と。（市街地整備課 長・住宅課長） ▶公営住宅に関する事と。（住宅課長・市 街地整備課長） ▶下水道に関する事と。（下水道課長） ▶公園に関する事と。（みどり公園課長） 		<ul style="list-style-type: none"> ▶要配慮者対策（在宅障がい者）に関する事 と。（障がい福祉課長） ▶要配慮者対策（障がい児）に関する事 と。（こども発達センター所長） ▶福祉避難所対策に関する事と。（障がい事 業課長） ▶ボランティアに関する事と。（社会福祉課 長） ▶災害救助法の適用、その他に関する事 と。（社会福祉課長） 	<ul style="list-style-type: none"> ▶道路に関する事と。（道路管理課長） ▶河川に関する事と。（道路整備課長） ▶緊急輸送路に関する事と。（道路管理課 長） ▶建築物の応急危険度判定に関する事 と。（建築指導課長） ▶交通機関に関する事と。（都市計画課 長） ▶復興計画の策定（都市基盤）に関する事 と。（都市計画課長） ▶仮設住宅に関する事と。（市街地整備課 長・住宅課長） ▶公営住宅に関する事と。（住宅課長・市 街地整備課長） ▶下水道に関する事と。（下水道課長） ▶公園に関する事と。（みどり公園課長） 	
99	第4章 第1節 第2	災害応急・復旧計画（震災編） 千葉県、防災関係機関との連絡体制 情報の収集	(略)	第4章 第1節 第2	災害応急・復旧計画（震災編） 千葉県、防災関係機関との連絡体制 情報の収集	上位計画の修正	

項	修正後		修正前		根拠																										
	<p>■ 県外市町村協定先</p> <table border="1" data-bbox="349 201 1039 416"> <tr> <td>○茨城県下妻市</td> <td>○茨城県北茨城市</td> </tr> <tr> <td>○愛知県弥富市</td> <td>○滋賀県犬上郡豊郷町</td> </tr> <tr> <td>○長野県茅野市</td> <td>○群馬県高崎市</td> </tr> <tr> <td>○新潟県新発田市</td> <td>○新潟県小千谷市</td> </tr> <tr> <td>○茨城県つくばみらい市</td> <td>○東京都江戸川区</td> </tr> </table>		○茨城県下妻市	○茨城県北茨城市	○愛知県弥富市	○滋賀県犬上郡豊郷町	○長野県茅野市	○群馬県高崎市	○新潟県新発田市	○新潟県小千谷市	○茨城県つくばみらい市	○東京都江戸川区	<p>■ 県外市町村協定先</p> <table border="1" data-bbox="1214 201 1904 416"> <tr> <td>○茨城県下妻市</td> <td>○茨城県北茨城市</td> </tr> <tr> <td>○愛知県弥富市</td> <td>○滋賀県犬上郡豊郷町</td> </tr> <tr> <td>○長野県茅野市</td> <td>○群馬県高崎市</td> </tr> <tr> <td>○新潟県新発田市</td> <td>○新潟県小千谷市</td> </tr> <tr> <td>○茨城県つくばみらい市</td> <td></td> </tr> </table>		○茨城県下妻市	○茨城県北茨城市	○愛知県弥富市	○滋賀県犬上郡豊郷町	○長野県茅野市	○群馬県高崎市	○新潟県新発田市	○新潟県小千谷市	○茨城県つくばみらい市								
○茨城県下妻市	○茨城県北茨城市																														
○愛知県弥富市	○滋賀県犬上郡豊郷町																														
○長野県茅野市	○群馬県高崎市																														
○新潟県新発田市	○新潟県小千谷市																														
○茨城県つくばみらい市	○東京都江戸川区																														
○茨城県下妻市	○茨城県北茨城市																														
○愛知県弥富市	○滋賀県犬上郡豊郷町																														
○長野県茅野市	○群馬県高崎市																														
○新潟県新発田市	○新潟県小千谷市																														
○茨城県つくばみらい市																															
123	第9節	<p>応急医療救護活動</p> <p>● 対策と公助の担当機関</p> <table border="1" data-bbox="349 512 1043 1169"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 初動医療救護</td> <td>医療救護対策部、消防対策部</td> <td>浦安市医師会、浦安市歯科医師会、浦安市薬剤師会、順天堂大学医学部附属浦安病院、東京ベイ・浦安市川医療センター、浦安中央病院、浦安病院、千葉県接骨師会市川浦安支部、千葉県助産師会、エクセル航空、<u>市川健康福祉センター</u></td> </tr> <tr> <td>第2 指定避難所等での医療救護</td> <td>医療救護対策部</td> <td>浦安市医師会、浦安市歯科医師会、浦安市薬剤師会、千葉県接骨師会市川浦安支部、千葉県助産師会、市川健康福祉センター</td> </tr> <tr> <td>第3 被災者の健康管理・保健衛生</td> <td>医療救護対策部</td> <td>浦安市医師会、浦安市歯科医師会、浦安市薬剤師会、千葉県助産師会、<u>(削除)市川健康福祉センター</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>		項目	担当	関係機関	第1 初動医療救護	医療救護対策部、消防対策部	浦安市医師会、浦安市歯科医師会、浦安市薬剤師会、順天堂大学医学部附属浦安病院、東京ベイ・浦安市川医療センター、浦安中央病院、浦安病院、千葉県接骨師会市川浦安支部、千葉県助産師会、エクセル航空、 <u>市川健康福祉センター</u>	第2 指定避難所等での医療救護	医療救護対策部	浦安市医師会、浦安市歯科医師会、浦安市薬剤師会、千葉県接骨師会市川浦安支部、千葉県助産師会、市川健康福祉センター	第3 被災者の健康管理・保健衛生	医療救護対策部	浦安市医師会、浦安市歯科医師会、浦安市薬剤師会、千葉県助産師会、 <u>(削除)市川健康福祉センター</u>	第9節	<p>応急医療救護活動</p> <p>● 対策と公助の担当機関</p> <table border="1" data-bbox="1214 512 1908 1153"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 初動医療救護</td> <td>医療救護対策部、消防対策部</td> <td>浦安市医師会、浦安市歯科医師会、浦安市薬剤師会、順天堂大学医学部附属浦安病院、東京ベイ・浦安市川医療センター、浦安中央病院、浦安病院、千葉県接骨師会市川浦安支部、千葉県助産師会、エクセル航空</td> </tr> <tr> <td>第2 指定避難所での医療救護</td> <td>医療救護対策部</td> <td>浦安市医師会、浦安市歯科医師会、浦安市薬剤師会、千葉県接骨師会市川浦安支部、千葉県助産師会、市川健康福祉センター</td> </tr> <tr> <td>第3 被災者の健康管理・保健衛生</td> <td>医療救護対策部</td> <td>浦安市医師会、浦安市歯科医師会、浦安市薬剤師会、千葉県助産師会、<u>県精神保健福祉センター、市川健康福祉センター</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>		項目	担当	関係機関	第1 初動医療救護	医療救護対策部、消防対策部	浦安市医師会、浦安市歯科医師会、浦安市薬剤師会、順天堂大学医学部附属浦安病院、東京ベイ・浦安市川医療センター、浦安中央病院、浦安病院、千葉県接骨師会市川浦安支部、千葉県助産師会、エクセル航空	第2 指定避難所での医療救護	医療救護対策部	浦安市医師会、浦安市歯科医師会、浦安市薬剤師会、千葉県接骨師会市川浦安支部、千葉県助産師会、市川健康福祉センター	第3 被災者の健康管理・保健衛生	医療救護対策部	浦安市医師会、浦安市歯科医師会、浦安市薬剤師会、千葉県助産師会、 <u>県精神保健福祉センター、市川健康福祉センター</u>	時点修正
項目	担当	関係機関																													
第1 初動医療救護	医療救護対策部、消防対策部	浦安市医師会、浦安市歯科医師会、浦安市薬剤師会、順天堂大学医学部附属浦安病院、東京ベイ・浦安市川医療センター、浦安中央病院、浦安病院、千葉県接骨師会市川浦安支部、千葉県助産師会、エクセル航空、 <u>市川健康福祉センター</u>																													
第2 指定避難所等での医療救護	医療救護対策部	浦安市医師会、浦安市歯科医師会、浦安市薬剤師会、千葉県接骨師会市川浦安支部、千葉県助産師会、市川健康福祉センター																													
第3 被災者の健康管理・保健衛生	医療救護対策部	浦安市医師会、浦安市歯科医師会、浦安市薬剤師会、千葉県助産師会、 <u>(削除)市川健康福祉センター</u>																													
項目	担当	関係機関																													
第1 初動医療救護	医療救護対策部、消防対策部	浦安市医師会、浦安市歯科医師会、浦安市薬剤師会、順天堂大学医学部附属浦安病院、東京ベイ・浦安市川医療センター、浦安中央病院、浦安病院、千葉県接骨師会市川浦安支部、千葉県助産師会、エクセル航空																													
第2 指定避難所での医療救護	医療救護対策部	浦安市医師会、浦安市歯科医師会、浦安市薬剤師会、千葉県接骨師会市川浦安支部、千葉県助産師会、市川健康福祉センター																													
第3 被災者の健康管理・保健衛生	医療救護対策部	浦安市医師会、浦安市歯科医師会、浦安市薬剤師会、千葉県助産師会、 <u>県精神保健福祉センター、市川健康福祉センター</u>																													



項	修正後	修正前	根拠
	<p style="text-align: center;">—対策の基本方針・目標—</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 3時間以内に急病診療所に救護所を設置し、その後、被災状況に応じ、急病診療所を含め、最大市内7箇所に救護所を設置する。 2. 6時間以内に市内病院の状況を把握し、千葉県に重症者等の受け入れを要請する。 3. 透析患者等の慢性疾患を抱えている被災者には、すぐに治療や投薬が受けられるように、千葉県、医療機関に要請して対応する。 4. 避難者への医療対策として医療チームを編成、避難所を巡回し、<u>疾病の治療や健康相談等</u>の健康管理を行う。 5. <u>(削除)</u>在宅医療患者への訪問医療等被災者への医療活動を行う。 6. <u>避難生活における食中毒、感染症やエコノミークラス症候群等の予防、ストレス軽減のため保健活動チームを編成、避難所を巡回し健康管理を行う。市川健康福祉センターや医師会等と連携し、外部の保健活動チームや栄養食生活支援チームを要請する。</u> 	<p style="text-align: center;">—対策の基本方針・目標—</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 3時間以内に急病診療所に救護所を設置し、その後、被災状況に応じ、急病診療所を含め、最大市内7箇所に救護所を設置する。 2. 6時間以内に市内病院の状況を把握し、千葉県に重症者等の受け入れを要請する。 3. 透析患者等の慢性疾患を抱えている被災者には、すぐに治療や投薬が受けられるように、千葉県、医療機関に要請して対応する。 4. 避難者への医療対策として医療チームを編成、避難所を巡回し、<u>インフルエンザ等の予防や健康相談等</u>の健康管理を行う。 5. <u>メンタルヘルス、エコノミークラス症候群、在宅医療患者への訪問医療等被災者への医療活動を行う。</u> 6. <u>避難生活における感染症、食中毒の予防のため、千葉県、医師会と連携して被災者の健康管理を行う。</u> 	取組による修正
124	<p>第1 初動医療体制 (1) 初動医療体制の確立 <u>医療救護対策部を健康センター内に設置し、</u>医療対策部長は、地域災害医療コーディネーターにコーディネート活動を開始するよう要請すると同時に、<u>市川健康福祉センターを通して千葉県に状況を報告する。</u> (略)</p>	<p>第1 初動医療体制 (1) 初動医療体制の確立 医療対策部長は、地域災害医療コーディネーターにコーディネート活動を開始するよう要請する。 (略)</p>	取組による修正
125	<p>2 傷病者の搬送 市は、救護所で重篤者・重症・中等症と判断された傷病者について、救急車・トラック・タクシーのほか市民による搬送により災害医療協力病院<u>または、災害拠点病院</u>に搬送し対応する。市内4病院で受け入れが不可能な場合は、千葉県を通じて災害拠点病院に収容する。 (略)</p>	<p>2 傷病者の搬送 市は、救護所で重篤者・重症・中等症と判断された傷病者について、救急車・トラック・タクシーのほか市民による搬送により災害医療協力病院に搬送し対応する。市内2病院で受け入れが不可能な場合は、千葉県を通じて災害拠点病院に収容する。 (略)</p>	取組による修正

項	修正後	修正前	根拠												
	<p>3 医薬品・医療用資器材等の確保</p> <p>市は、救護のための医療器具・医療資機材等の薬品を、<u>健康センターや救護所近くの倉庫に備蓄し、また、不足する場合は、薬剤師会、卸売販売業の営業所、千葉県災害医療本部</u>に対し医薬品等の供給を要請する。</p> <p>輸血用の血液及び血液製剤が不足した医療機関は<u>千葉県赤十字センター</u>に供給を要請する。</p> <p>■各医療拠点施設</p> <table border="1" data-bbox="360 488 1055 1038"> <thead> <tr> <th>救護所</th> <th>災害医療協力病院</th> <th>災害拠点病院(東葛南 部)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・急病診療所（1次） ・堀江中学校 ・明海小学校 ・浦安病院 ・順天堂大学医学部附属浦安病院 ・東京ベイ・浦安市川医療センター ・浦安中央病院 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・浦安病院 ・浦安中央病院 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・順天堂大学医学部附属浦安病院 ・東京ベイ・浦安市川医療センター ・船橋市立医療センター ・東京歯科大学市川総合病院 ・東京女子医科大学八千代医療センター ・<u>千葉県済生会習志野病院</u> </td> </tr> </tbody> </table>	救護所	災害医療協力病院	災害拠点病院(東葛南 部)	<ul style="list-style-type: none"> ・急病診療所（1次） ・堀江中学校 ・明海小学校 ・浦安病院 ・順天堂大学医学部附属浦安病院 ・東京ベイ・浦安市川医療センター ・浦安中央病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・浦安病院 ・浦安中央病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・順天堂大学医学部附属浦安病院 ・東京ベイ・浦安市川医療センター ・船橋市立医療センター ・東京歯科大学市川総合病院 ・東京女子医科大学八千代医療センター ・<u>千葉県済生会習志野病院</u> 	<p>3 医薬品・医療用資器材等の確保</p> <p>市は、救護のための医療器具・医療資機材等及び薬品を、<u>薬剤師会、卸売販売業の営業所を通じて確保する。不足する場合は、千葉県に対し医薬品等の供給を要請する。</u></p> <p>輸血用の血液及び血液製剤が必要なときは、千葉県を通じて千葉県赤十字血液センターに供給を依頼する。</p> <p>■各医療拠点施設</p> <table border="1" data-bbox="1214 488 1908 967"> <thead> <tr> <th>救護所</th> <th>災害医療協力病院</th> <th>災害拠点病院(東葛南 部)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・急病診療所（1次） ・堀江中学校 ・明海小学校 ・浦安病院 ・順天堂大学医学部附属浦安病院 ・東京ベイ・浦安市川医療センター ・浦安中央病院 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・浦安病院 ・浦安中央病院 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・順天堂大学医学部附属浦安病院 ・東京ベイ・浦安市川医療センター ・船橋市立医療センター ・東京歯科大学市川総合病院 ・東京女子医科大学八千代医療センター </td> </tr> </tbody> </table>	救護所	災害医療協力病院	災害拠点病院(東葛南 部)	<ul style="list-style-type: none"> ・急病診療所（1次） ・堀江中学校 ・明海小学校 ・浦安病院 ・順天堂大学医学部附属浦安病院 ・東京ベイ・浦安市川医療センター ・浦安中央病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・浦安病院 ・浦安中央病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・順天堂大学医学部附属浦安病院 ・東京ベイ・浦安市川医療センター ・船橋市立医療センター ・東京歯科大学市川総合病院 ・東京女子医科大学八千代医療センター 	<p>取組による修正</p> <p>時点修正</p>
救護所	災害医療協力病院	災害拠点病院(東葛南 部)													
<ul style="list-style-type: none"> ・急病診療所（1次） ・堀江中学校 ・明海小学校 ・浦安病院 ・順天堂大学医学部附属浦安病院 ・東京ベイ・浦安市川医療センター ・浦安中央病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・浦安病院 ・浦安中央病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・順天堂大学医学部附属浦安病院 ・東京ベイ・浦安市川医療センター ・船橋市立医療センター ・東京歯科大学市川総合病院 ・東京女子医科大学八千代医療センター ・<u>千葉県済生会習志野病院</u> 													
救護所	災害医療協力病院	災害拠点病院(東葛南 部)													
<ul style="list-style-type: none"> ・急病診療所（1次） ・堀江中学校 ・明海小学校 ・浦安病院 ・順天堂大学医学部附属浦安病院 ・東京ベイ・浦安市川医療センター ・浦安中央病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・浦安病院 ・浦安中央病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・順天堂大学医学部附属浦安病院 ・東京ベイ・浦安市川医療センター ・船橋市立医療センター ・東京歯科大学市川総合病院 ・東京女子医科大学八千代医療センター 													

項	修正後	修正前	根拠
126	<p style="text-align: center;">■ 災害時の応急医療システム</p>	<p style="text-align: center;">■ 災害時の応急医療システム</p>	根拠
第2 1	<p>指定避難所等での医療救護</p> <p>1 指定避難所等の医療体制</p> <p>市は、避難生活が長期化する場合、医療救護活動及び健康相談を実施するため、市川健康福祉センターと協力して避難所に救護スペースを設置し、浦安市医師会、浦安市歯科医師会、浦安市薬剤師会、(削除)、(削除)その他医療ボランティアの協力により医療チームを編成し、巡回医療を行う。巡回医療では、医師、歯科医師等、(削除)、(削除)による診察、薬・健康相談等避難者の健康管理を行う。</p>	<p>第2 1 指定避難所での医療救護</p> <p>指定避難所の医療体制</p> <p>市は、避難生活が長期化する場合、医療救護活動及び健康相談を実施するため、市川健康福祉センターと協力して避難所に救護スペースを設置し、浦安市医師会、浦安市歯科医師会、浦安市薬剤師会、千葉県接骨師会市川浦安支部、千葉県助産師会、その他医療ボランティアの協力により医療チームを編成し、巡回医療を行う。巡回医療では、医師、歯科医師、接骨師、助産師等による診察、薬・健康相談等避難者の健康管理を行う。</p>	時点修正

項	修正後	修正前	根拠
127	<p>2 感染症等の予防</p> <p>市は、避難所生活における手洗い・うがいの励行、消毒薬の配布等衛生指導にも留意し、インフルエンザ等の感染症予防や食中毒の防止を図る。</p> <p><u>市川健康福祉センターは、災害の規模に応じ市等関係機関の協力を得て、避難所等を重点に、必要に応じ感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年 10 月 2 日法律第 114 号）に基づく調査、及び健康診断を実施する。</u></p> <p><u>また、防疫用資機材等の供給、感染症患者の入院勧告等を行う。</u></p> <p><u>市は市川健康福祉センターと連携して、災害により感染症が発生し、又は発生のおそれのある地域や住宅、避難所等において、必要に応じ消毒薬剤及び殺虫剤の散布を行う。</u></p> <p><u>また、市川健康福祉センターと連携して、手洗い、うがいの励行等の広報活動を実施するとともに、検病検査・健康診断への協力を行う。</u></p> <p>第 3 被災者の健康管理・保健衛生</p> <p>1 <u>保健・予防活動等の実施</u></p> <p>市は、市川健康福祉センターと<u>連携し、エコノミークラス症候群、PTSD、生活不活発病等について、巡回の健康相談やパンフレット作成による啓発活動により保健・予防活動を行う。</u></p> <p><u>また、必要に応じて千葉県柔道整復師会市川浦安支部、千葉県助産師会や DHEAT 等の外部の支援チームに依頼して、個々の状況に合った支援を実施する。</u></p>	<p>2 感染症等の予防</p> <p>市は、避難所生活における手洗い・うがいの励行、消毒薬の配布等衛生指導にも留意し、インフルエンザ等の感染症予防や食中毒の防止を図る。</p> <p>第 3 被災者の健康管理・保健衛生</p> <p>1 <u>巡回医療の実施</u></p> <p>市は、市川健康福祉センターと協力し、メンタルヘルスや、車中泊等自家用車等の狭い場所での生活や避難所生活に起因するエコノミークラス症候群、P T S D等災害時特有の疾患について、<u>巡回指導やパンフレット作成による啓発活動により予防措置をとる。</u></p> <p><u>また、心身の健康については、男女で異なる影響に配慮した支援を実施する。</u></p>	<p>第 4 章 第 9 節 第 3 3「感染症等の予防」と統合</p> <p>取組による修正</p>

項	修正後	修正前	根拠																								
	<p>3 (削除) (削除)</p> <p>3 食中毒等の予防</p>	<p>3 感染症の予防</p> <p>市川健康福祉センターは、災害の規模に応じ浦安市医師会・市等関係機関の協力を得て、避難所等を重点に、必要に応じ感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日法律第114号）に基づく調査、及び健康診断を実施する。</p> <p>また、防疫用資機材等の供給、感染症患者の入院勧告等を行う。</p> <p>市は市川健康福祉センターと連携して、災害により感染症が発生し、又は発生のおそれのある地域や住宅、避難所等において、必要に応じ消毒薬剤及び殺虫剤の散布を行う。</p> <p>また、市川健康福祉センターと連携して、手洗い、うがいの励行等の広報活動を実施するとともに、検病検査・健康診断への協力を行う。</p> <p>4 食中毒等の予防</p>	<p>第4章 第9節 第2-2「感染症等の予防」へ統合</p> <p>字句修正</p>																								
128	<p>第10節 警備・交通規制</p> <p>●対策項目と公助の担当機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2 交通規制・緊急輸送路等の確保</td> <td>被災者対策部、避難対策部</td> <td>浦安警察署、首都高速道路(株)、千葉国道事務所、千葉県葛南土木事務所</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	(略)	(略)	(略)	第2 交通規制・緊急輸送路等の確保	被災者対策部、避難対策部	浦安警察署、首都高速道路(株)、千葉国道事務所、千葉県葛南土木事務所	(略)	(略)	(略)	<p>第10節 警備・交通規制</p> <p>●対策項目と公助の担当機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2 交通規制・緊急輸送路の確保</td> <td>被災者対策部、避難対策部</td> <td>浦安警察署、首都高速道路(株)、千葉国道事務所、千葉県葛南土木事務所</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	(略)	(略)	(略)	第2 交通規制・緊急輸送路の確保	被災者対策部、避難対策部	浦安警察署、首都高速道路(株)、千葉国道事務所、千葉県葛南土木事務所	(略)	(略)	(略)	<p>取組による修正</p>
項目	担当	関係機関																									
(略)	(略)	(略)																									
第2 交通規制・緊急輸送路等の確保	被災者対策部、避難対策部	浦安警察署、首都高速道路(株)、千葉国道事務所、千葉県葛南土木事務所																									
(略)	(略)	(略)																									
項目	担当	関係機関																									
(略)	(略)	(略)																									
第2 交通規制・緊急輸送路の確保	被災者対策部、避難対策部	浦安警察署、首都高速道路(株)、千葉国道事務所、千葉県葛南土木事務所																									
(略)	(略)	(略)																									
130	<p>第2 交通規制・緊急輸送路の確保</p> <p>浦安警察署、道路管理者（国、千葉県、浦安市、首都高速道路（株））は、交通の安全確保のため、<u>緊急輸送路、重要物流道路、代替補完路</u>の円滑な交通を確保するとともに、互いに連携をとって交通規制を行う。</p> <p>市は、地震発生直後から、<u>緊急輸送路、重要物流道路、代替補完路</u>及び避難路に指定されている道路及び橋梁の点検を行い、必要な応急復旧対策を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>第2 交通規制・緊急輸送路の確保</p> <p>浦安警察署、道路管理者（国、千葉県、浦安市、首都高速道路（株））は、交通の安全確保のため、<u>緊急輸送路</u>の円滑な交通を確保するとともに、互いに連携をとって交通規制を行う。</p> <p>市は、地震発生直後から、<u>緊急輸送路</u>及び避難路に指定されている道路及び橋梁の点検を行い、必要な応急復旧対策を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>取組による修正</p>																								

項	修正後	修正前	根拠
132	 <p data-bbox="611 1050 797 1077">■ 緊急輸送路図</p>	 <p data-bbox="1473 1050 1659 1077">■ 緊急輸送路図</p>	取組による修正

項	修正後	修正前	根拠												
133	<p>第 11 節 避難対策</p> <p>● 自助・共助の役割</p> <table border="1" data-bbox="347 225 1061 874"> <tr> <td data-bbox="347 225 667 320">市民</td> <td data-bbox="667 225 1061 320"> <ul style="list-style-type: none"> ・安全が確保された自宅での生活を継続する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="347 320 667 472">事業所</td> <td data-bbox="667 320 1061 472"> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員、利用者の安否確認を行い、施設内に待機する。 ・避難場所への誘導を行う。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="347 472 667 874">自治会 自主防災組織等</td> <td data-bbox="667 472 1061 874"> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の要配慮者、住民等の安否確認及び避難誘導を行う。 ・避難指示等の避難情報を地域住民に伝達する。 ・避難所の開設における避難者の受け入れ、把握等の初動対応を行う。 ・避難所を自主的に運営する委員会等を組織し、ルールに基づいた自主運営を行う。 </td> </tr> </table> <p>—対策の基本方針・目標—</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 指定避難所の開設にあたり、直行職員、学校教員等の施設管理者は施設安全点検を実施し、安全確認後、自治会自主防災組織等と連携して、避難者の受け入れ、備蓄物資の配布等の初動対応を行う。 2. 指定避難所への避難誘導及び指定一般避難所の受け入れ・運営は、自治会自主防災組織等によることを基本とし、市はその支援を行うこととする。 3. 市は、災害発生後 2 日目から生活支援のための各種対策の体制を構築し、7 日目までには、避難所で生活できる環境を整える。 4. 要配慮者には、避難所内に専用スペースの設置、介護ボランティアの派遣、<u>指定福祉避難所</u>の開設・搬送等を行う。 	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・安全が確保された自宅での生活を継続する。 	事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員、利用者の安否確認を行い、施設内に待機する。 ・避難場所への誘導を行う。 	自治会 自主防災組織等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の要配慮者、住民等の安否確認及び避難誘導を行う。 ・避難指示等の避難情報を地域住民に伝達する。 ・避難所の開設における避難者の受け入れ、把握等の初動対応を行う。 ・避難所を自主的に運営する委員会等を組織し、ルールに基づいた自主運営を行う。 	<p>第 11 節 避難対策</p> <p>● 自助・共助の役割</p> <table border="1" data-bbox="1211 225 1926 874"> <tr> <td data-bbox="1211 225 1532 320">市民</td> <td data-bbox="1532 225 1926 320"> <ul style="list-style-type: none"> ・安全が確保された自宅での生活を継続する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1211 320 1532 472">事業所</td> <td data-bbox="1532 320 1926 472"> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員、利用者の安否確認を行い、施設内に待機する。 ・避難場所への誘導を行う。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1211 472 1532 874">自治会 自主防災組織等</td> <td data-bbox="1532 472 1926 874"> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の要配慮者、住民等の安否確認及び避難誘導を行う。 ・避難勧告・指示等の避難情報を地域住民に伝達する。 ・避難所の開設における避難者の受け入れ、把握等の初動対応を行う。 ・避難所を自主的に運営する委員会等を組織し、ルールに基づいた自主運営を行う。 </td> </tr> </table> <p>—対策の基本方針・目標—</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 指定避難所の開設にあたり、直行職員、学校教員等の施設管理者は施設安全点検を実施し、安全確認後、自治会自主防災組織等と連携して、避難者の受け入れ、備蓄物資の配布等の初動対応を行う。 2. 指定避難所への避難誘導及び指定避難所の受け入れ・運営は、自治会自主防災組織等によることを基本とし、市はその支援を行うこととする。 3. 市は、災害発生後 2 日目から生活支援のための各種対策の体制を構築し、7 日目までには、避難所で生活できる環境を整える。 4. 要配慮者には、避難所内に専用スペースの設置、介護ボランティアの派遣、<u>福祉避難所</u>の開設・搬送等を行う。 	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・安全が確保された自宅での生活を継続する。 	事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員、利用者の安否確認を行い、施設内に待機する。 ・避難場所への誘導を行う。 	自治会 自主防災組織等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の要配慮者、住民等の安否確認及び避難誘導を行う。 ・避難勧告・指示等の避難情報を地域住民に伝達する。 ・避難所の開設における避難者の受け入れ、把握等の初動対応を行う。 ・避難所を自主的に運営する委員会等を組織し、ルールに基づいた自主運営を行う。 	災害対策基本法等の改正
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・安全が確保された自宅での生活を継続する。 														
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員、利用者の安否確認を行い、施設内に待機する。 ・避難場所への誘導を行う。 														
自治会 自主防災組織等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の要配慮者、住民等の安否確認及び避難誘導を行う。 ・避難指示等の避難情報を地域住民に伝達する。 ・避難所の開設における避難者の受け入れ、把握等の初動対応を行う。 ・避難所を自主的に運営する委員会等を組織し、ルールに基づいた自主運営を行う。 														
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・安全が確保された自宅での生活を継続する。 														
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員、利用者の安否確認を行い、施設内に待機する。 ・避難場所への誘導を行う。 														
自治会 自主防災組織等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の要配慮者、住民等の安否確認及び避難誘導を行う。 ・避難勧告・指示等の避難情報を地域住民に伝達する。 ・避難所の開設における避難者の受け入れ、把握等の初動対応を行う。 ・避難所を自主的に運営する委員会等を組織し、ルールに基づいた自主運営を行う。 														

項	修正後	修正前	根拠
134	<p>第1 避難活動</p> <p>1 避難の原則</p> <p>指定避難所は、震災時に、自宅が倒壊するなど、住居を失った市民の一時的な避難生活の場であるとともに在宅避難者を含む地域の生活の支援拠点となる施設である。</p> <p>そのため、安全が確保されている住宅においては、できるだけ自宅で生活することを原則とする。</p> <p>また、市は、法により避難情報^{情報}を発令する権限が与えられている一方、避難しなかったことにより被害を受けるのは本人自身であること等の理由により、この避難情報^{情報}に強制力は伴っていない。これは、一人ひとりの命を守る責任は行政にあるのではなく、最終的には個人にあるという考え方に立っていることを示している。</p> <p>そのため、市民等は自治会自主防災組織等が中心となって、自助・共助により避難することを原則とし、市はその支援を行う。</p> <p>2 避難活動 (略)</p>	<p>第1 避難活動</p> <p>1 避難の原則</p> <p>指定避難所は、震災時に、自宅が倒壊するなど、住居を失った市民の一時的な避難生活の場であるとともに在宅避難者を含む地域の生活の支援拠点となる施設である。</p> <p>そのため、安全が確保されている住宅においては、できるだけ自宅で生活することを原則とする。</p> <p>また、市は、法により避難勧告等^{勧告等}を発令する権限が与えられている一方、避難しなかったことにより被害を受けるのは本人自身であること等の理由により、この避難勧告等^{勧告等}に強制力は伴っていない。これは、一人ひとりの命を守る責任は行政にあるのではなく、最終的には個人にあるという考え方に立っていることを示している。</p> <p>そのため、市民等は自治会自主防災組織等が中心となって、自助・共助により避難することを原則とし、市はその支援を行う。</p> <p>2 避難活動 (略)</p>	<p>災害対策基本法等の改正</p> <p>災害対策基本法等の改正</p>

項	修正後	修正前	根拠																																												
136	<p>4 避難<u>情報</u>の発令</p> <p>市長は、延焼火災や有害物質の漏出あるいは津波情報発令により市民に危険が迫った時には、避難<u>情報</u>を発令し、避難対象地域、避難先、避難経路、理由等を明らかにして防災行政用無線、広報車等により伝達する。</p> <p>自治会自主防災組織、消防団員、警察は、安全な地域へ避難誘導する。</p> <p>■<u>避難情報</u>の発令権者及び要件</p> <table border="1" data-bbox="347 491 1050 1465"> <thead> <tr> <th>発令権者</th> <th>避難のための立退きの<u>指示</u>を行う要件</th> <th>根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき</td> <td>災害対策基本法第 60 条第 1 項</td> </tr> <tr> <td>知事</td> <td>○災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき</td> <td>災害対策基本法第 60 条第 5 項</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警察官</td> <td>○市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認められるとき</td> <td>災害対策基本法第 61 条</td> </tr> <tr> <td>○市長から要求があったとき</td> <td>警察官職務執行法第 4 条</td> </tr> <tr> <td>災害派遣を命じられた部隊等の自衛官</td> <td>○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいな</td> <td>自衛隊法第 94 条</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">知事又は知事の命を受けた県職員</td> <td>○洪水により著しい危険が切迫している</td> <td>水防法第 29 条</td> </tr> <tr> <td>○地すべりにより著しい危険が切迫している</td> <td>地すべり等防止法第 25 条</td> </tr> </tbody> </table>	発令権者	避難のための立退きの <u>指示</u> を行う要件	根拠法令	市長	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第 60 条第 1 項	知事	○災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法第 60 条第 5 項	警察官	○市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認められるとき	災害対策基本法第 61 条	○市長から要求があったとき	警察官職務執行法第 4 条	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいな	自衛隊法第 94 条	知事又は知事の命を受けた県職員	○洪水により著しい危険が切迫している	水防法第 29 条	○地すべりにより著しい危険が切迫している	地すべり等防止法第 25 条	<p>4 避難<u>勧告</u>・指示等の発令</p> <p>市長は、延焼火災や有害物質の漏出あるいは津波情報発令により市民に危険が迫った時には、避難の<u>勧告</u>・指示を発令し、避難対象地域、避難先、避難経路、理由等を明らかにして防災行政用無線、広報車等により伝達する。</p> <p>自治会自主防災組織、消防団員、警察は、安全な地域へ避難誘導する。</p> <p>■<u>避難勧告等</u>の発令権者及び要件</p> <table border="1" data-bbox="1209 491 1912 1489"> <thead> <tr> <th>発令権者</th> <th>避難のための立退きの<u>勧告</u>・指示を行う要件</th> <th>根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>○勧告：災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき ○指示：急を要すると認めるとき</td> <td>災害対策基本法第 60 条第 1 項</td> </tr> <tr> <td>知事</td> <td>○災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき</td> <td>災害対策基本法第 60 条第 5 項</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警察官</td> <td>○市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認められるとき</td> <td>災害対策基本法第 61 条</td> </tr> <tr> <td>○市長から要求があったとき</td> <td>警察官職務執行法第 4 条</td> </tr> <tr> <td>災害派遣を命じられた部隊等の自衛官</td> <td>○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいな</td> <td>自衛隊法第 94 条</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">知事又は知事の命を受けた県職員</td> <td>○洪水により著しい危険が切迫している</td> <td>水防法第 29 条</td> </tr> <tr> <td>○地すべりにより著しい危険が切迫している</td> <td>地すべり等防止法第 25 条</td> </tr> </tbody> </table>	発令権者	避難のための立退きの <u>勧告</u> ・指示を行う要件	根拠法令	市長	○勧告：災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき ○指示：急を要すると認めるとき	災害対策基本法第 60 条第 1 項	知事	○災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法第 60 条第 5 項	警察官	○市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認められるとき	災害対策基本法第 61 条	○市長から要求があったとき	警察官職務執行法第 4 条	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいな	自衛隊法第 94 条	知事又は知事の命を受けた県職員	○洪水により著しい危険が切迫している	水防法第 29 条	○地すべりにより著しい危険が切迫している	地すべり等防止法第 25 条	災害対策基本法等の改正
発令権者	避難のための立退きの <u>指示</u> を行う要件	根拠法令																																													
市長	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第 60 条第 1 項																																													
知事	○災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法第 60 条第 5 項																																													
警察官	○市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認められるとき	災害対策基本法第 61 条																																													
	○市長から要求があったとき	警察官職務執行法第 4 条																																													
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいな	自衛隊法第 94 条																																													
知事又は知事の命を受けた県職員	○洪水により著しい危険が切迫している	水防法第 29 条																																													
	○地すべりにより著しい危険が切迫している	地すべり等防止法第 25 条																																													
発令権者	避難のための立退きの <u>勧告</u> ・指示を行う要件	根拠法令																																													
市長	○勧告：災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき ○指示：急を要すると認めるとき	災害対策基本法第 60 条第 1 項																																													
知事	○災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法第 60 条第 5 項																																													
警察官	○市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認められるとき	災害対策基本法第 61 条																																													
	○市長から要求があったとき	警察官職務執行法第 4 条																																													
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいな	自衛隊法第 94 条																																													
知事又は知事の命を受けた県職員	○洪水により著しい危険が切迫している	水防法第 29 条																																													
	○地すべりにより著しい危険が切迫している	地すべり等防止法第 25 条																																													

項	修正後			修正前			根拠
	水防管理 者	○洪水により著しい危険が切迫している と認められるとき	水防法第 29 条	水防管理 者	○洪水により著しい危険が切迫して いると認められるとき	水防法第 29 条	
139	第 2 3	避難所の運営 避難者生活支援 市は、関係機関と連携して、飲料水の供給、食料・物資の供給、巡回医療による健康管理、入浴等の支援を行う。 なお、支援にあたっては、被災者のプライバシー及び安全の確保とともに、女性の避難者への配慮を行う。 <u>また、市は、住民票の有無に関わらず、避難者を適切に受け入れることとする。</u>		第 2 3	避難所の運営 避難者生活支援 市は、関係機関と連携して、飲料水の供給、食料・物資の供給、巡回医療による健康管理、入浴等の支援を行う。 なお、支援にあたっては、被災者のプライバシー及び安全の確保とともに、女性の避難者への配慮を行う。		上位計画の修正
140	5 (2) 第 3	要配慮者への配慮 <u>指定福祉避難所</u> の開設 市は、 <u>自宅での生活が困難な要配慮者及び、指定避難所で生活する要配慮者のうち、避難生活に特別の配慮を要する高齢者、障がい者等を支援するため、指定福祉避難所</u> を開設し受け入れる。 また、必要がある場合は、協定に基づいて民間サービス事業所等に受け入れを要請する。 広域避難 市は、市域の被害が広範囲にわたり、避難所に被災者を収容できない場合は、被災地外への避難を千葉県に要請する <u>ほか、居住者等の生命または身体を保護するため、県外広域避難を緊急的かつ迅速に実施する必要がある場合、市長は他の都道府県内の市町村長に対し、県外への広域避難の協議を検討する。</u> <u>なお、市は被災者の保護のため緊急の運送が必要となった場合は、千葉県知事に被災者の運送を要請し、千葉県知事は運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、被災者の運送を要請するものとする。</u> また、他市町村が被災し、千葉県等を通じて避難者の受け入れ要請があった場合、公共施設、公営住宅、民間住宅の借り上げ等による滞在施設の確保、食料・物資等の供給、福祉、教育、就業等の支援を行う。		5 (2) 第 3	要配慮者への配慮 <u>福祉避難所</u> の開設 市は、指定避難所で生活する要配慮者のうち、障がい者等特に配慮が必要な方の避難生活を支援するため、 <u>福祉避難所</u> を開設し受け入れる。 また、必要がある場合は、協定に基づいて民間サービス事業所等に受け入れを要請する。 広域避難 市は、市域の被害が広範囲にわたり、避難所に被災者を収容できない場合は、被災地外への避難を千葉県に要請する。 また、他市町村が被災し、千葉県等を通じて避難者の受け入れ要請があった場合、公共施設、公営住宅、民間住宅の借り上げ等による滞在施設の確保、食料・物資等の供給、福祉、教育、就業等の支援を行う。		災害対策基本法等の修正 災害対策基本法等の修正

項	修正後		修正前		根拠
146	第13節	<p>生活救援</p> <p>第2 食料の供給</p> <p>2 食料の確保</p> <p>(2) 政府所有米穀の調達</p> <p>市は、政府所有米穀の調達を要する場合、必要とする米穀の数量を知事に要請し、知事は、農林水産省<u>農産</u>局長に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行う。</p> <p>(略)</p>	第13節	<p>生活救援</p> <p>第2 食料の供給</p> <p>2 食料の確保</p> <p>(2) 政府所有米穀の調達</p> <p>市は、政府所有米穀の調達を要する場合、必要とする米穀の数量を知事に要請し、知事は、農林水産省<u>生産</u>局長に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行う。</p> <p>(略)</p>	時点修正
147	第4節	<p>2 救援物資の受け入れ</p> <p>(2) 救援物資の管理</p> <p>■救援物資受入所</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○第1次：中央図書館、<u>総合体育館</u>、総合公園、<u>集合事務所</u>、<u>浦安公園</u>、<u>文化会館</u></p> <p>○第2次：民間物流倉庫</p> </div>	第4節	<p>2 救援物資の受け入れ</p> <p>(2) 救援物資の管理</p> <p>■救援物資受入所</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○第1次：中央図書館、<u>総合体育館サブアリーナ</u>、総合公園</p> <p>○第2次：民間物流倉庫</p> </div>	取組による修正
150	第14節	<p>第1 廃棄物の処理</p> <p>2 生活ごみの処理</p> <p>市は、避難所生活や一般家庭から出されたごみについて、クリーンセンターの稼働状況等を確認し、<u>災害廃棄物処理実行計画</u>を策定して処理にあたる。</p> <p>特に、避難所の生ごみ、救護所や医療施設等の感染性医療廃棄物等の処理を最優先で行う。</p>	第14節	<p>第1 廃棄物の処理</p> <p>2 生活ごみの処理</p> <p>市は、避難所生活や一般家庭から出されたごみについて、クリーンセンターの稼働状況等を確認し、<u>ごみ処理計画</u>を策定して処理にあたる。</p> <p>特に、避難所の生ごみ、救護所や医療施設等の感染性医療廃棄物等の処理を最優先で行う。</p>	取組による修正

項	修正後	修正前	根拠
	<p>3 災害廃棄物の処理</p> <p>市は、被災建築物の解体及び撤去による災害廃棄物等について、国の災害廃棄物対策指針及び千葉県<small>の</small>災害廃棄物処理実行計画と整合を図りつつ、「災害廃棄物処理実行計画」を策定し、千鳥地区等に仮置き場を設置して処理する。</p> <p>市民、自治会自主防災組織等は、可能な限り協力して地域のがれきを分別し、仮置き場までの搬入を行う。</p> <p><u>仮置き場設置に伴い、仮置き場への分別・排出方法に関するガイドライン及び災害廃棄物の分別表を作成し、自治会自主防災組織等への配布する。</u></p> <p><u>また、自治会の環境部門の役員や廃棄物減量等推進員を通じて、市と自治会自主防災組織との協力体制を構築する。</u></p> <p>市で対応が不可能な場合は、他市町村等の応援、民間事業者の協力を要請して処理を行う。特に、災害廃棄物のなかで再資源化できるものや可燃性のもの等、可能な限り分別することを徹底することとし、適切な処理方法を市民に広報する。</p> <p>なお、産業廃棄物に該当するものは、事業者の責任において処理する。</p>	<p>3 災害廃棄物の処理</p> <p>市は、被災建築物の解体及び撤去による災害廃棄物等について、国の災害廃棄物対策指針及び千葉県<small>の</small>災害廃棄物処理実行計画と整合を図りつつ、「災害廃棄物処理実行計画」を策定し、千鳥地区等に仮置き場を設置して処理する。</p> <p>市民、自治会自主防災組織等は、可能な限り協力して地域のがれきを分別し、仮置き場までの搬入を行う。</p> <p>市で対応が不可能な場合は、他市町村等の応援、民間事業者の協力を要請して処理を行う。特に、災害廃棄物のなかで再資源化できるものや可燃性のもの等、可能な限り分別することを徹底することとし、適切な処理方法を市民に広報する。</p> <p>なお、産業廃棄物に該当するものは、事業者の責任において処理する。</p>	取組による修正
153	<p>第 15 節</p> <p>1 行方不明者の捜索・遺体処理・火葬</p> <p>行方不明者情報の収集</p> <p>市は、警察・自衛隊と連携し、行方不明者の捜索を実施する。浦安警察署は、行方不明届受理及び情報入手に努め、行方不明者の捜索を実施する。</p> <p><u>また、市は、千葉県が策定した「災害時における安否不明者の氏名情報等に係る公表方針」に基づき、必要に応じて、千葉県に氏名情報等を提供する。</u></p>	<p>第 15 節</p> <p>1 行方不明者の捜索・遺体処理・火葬</p> <p>行方不明者情報の収集</p> <p>市は、警察・自衛隊と連携し、行方不明者の捜索を実施する。浦安警察署は、行方不明届受理及び情報入手に努め、行方不明者の捜索を実施する。</p>	取組による修正
157	<p>第 17 節</p> <p>ライフライン対策</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">—対策の基本方針・目標—</p> <p>(略)</p> <p>8. 市は、24時間以内に河川施設の被害状況を把握し、必要な措置をとる。河川の増水により浸水の危険がある場合は、<u>避難情報</u>を発令し、安全な場所に誘導する。</p> </div>	<p>第 17 節</p> <p>ライフライン対策</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">—対策の基本方針・目標—</p> <p>(略)</p> <p>8. 市は、24時間以内に河川施設の被害状況を把握し、必要な措置をとる。河川の増水により浸水の危険がある場合は、<u>避難の勧告・指示</u>を発令し、安全な場所に誘導する。</p> </div>	災害対策基本法等の改正

項	修正後		修正前		根拠
158	第1 1	<p>道路・橋梁 道路及び橋梁の点検 市は、災害発生直後に、緊急輸送路、<u>重要物流道路</u>、<u>代替補完路</u>及び避難路に指定されている道路及び橋梁の点検を行い、通行止め等の措置により交通の安全を確保する。被災箇所は、浦安建設業協会の協力により啓開（障害物の除去）、仮補修を行う。その後、市内全域の道路、橋梁の被害調査と仮復旧を行う。</p>	第1 1	<p>道路・橋梁 道路及び橋梁の点検 市は、災害発生直後に、緊急輸送路及び避難路に指定されている道路及び橋梁の点検を行い、通行止め等の措置により交通の安全を確保する。被災箇所は、浦安建設業協会の協力により啓開（障害物の除去）、仮補修を行う。その後、市内全域の道路、橋梁の被害調査と仮復旧を行う。</p>	取組による修正
	2	<p>障害物の除去 市は、緊急輸送路、<u>重要物流道路</u>、<u>代替補完路</u>及び避難路上に倒壊建物等の障害物がある場合は、撤去を行う。 国道、県道、高速道路についても、各道路の管理者が、道路の点検及び応急復旧対策を行い、緊急輸送道路を優先して交通の確保を行う。 自治会自主防災組織、事業所は、住宅地内の道路等身近な場所における噴砂の除去をできる限り行う。 また、街路樹が障害となる場合は、浦安市緑化事業協同組合の協力により撤去を行う。</p>	2	<p>障害物の除去 市は、緊急輸送路及び避難路上に倒壊建物等の障害物がある場合は、撤去を行う。 国道、県道、高速道路についても、各道路の管理者が、道路の点検及び応急復旧対策を行い、緊急輸送道路を優先して交通の確保を行う。 自治会自主防災組織、事業所は、住宅地内の道路等身近な場所における噴砂の除去をできる限り行う。 また、街路樹が障害となる場合は、浦安市緑化事業協同組合の協力により撤去を行う。</p>	取組による修正
159	第2	<p>河川・堤防 市は、護岸堤防、水門、排水機場等の施設の被害調査を行い、管理者である千葉県に報告し、応急措置を実施するものとする。 また、2次災害として大雨等による増水により施設の破損箇所から浸水する可能性がある場合は、応急措置をするとともに、危険区域の住民に避難<u>情報</u>を伝達し、安全な場所に誘導するものとする。</p>	第2	<p>河川・堤防 市は、護岸堤防、水門、排水機場等の施設の被害調査を行い、管理者である千葉県に報告し、応急措置を実施するものとする。 また、2次災害として大雨等による増水により施設の破損箇所から浸水する可能性がある場合は、応急措置をするとともに、危険区域の住民に避難の<u>勧告・指示</u>を伝達し、安全な場所に誘導するものとする。</p>	災害対策基本法等の改正

項	修正後		修正前		根拠
160	第5 1	<p>電気 (略)</p> <p><u>1 停電への対応</u></p> <p><u>市は、市内で停電が発生した場合は、東京電力パワーグリッド(株)等の関係機関と連携して発生状況・被害の状況を収集し、市民からの問い合わせに対応する。</u></p> <p><u>また、市は、東京電力パワーグリッド(株)と協議の上、早期の停電復旧が必要と認めるときは、市内の電力復旧を優先すべき重要施設に対して電源車の配備を検討する。</u></p> <p>■電力復旧を優先すべき重要施設</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○<u>生命の危険に直結する医療施設や福祉施設等</u></p> <p>○<u>指定避難所として開設している施設</u></p> <p>○<u>災害対応の中核機能となる市災害対策本部等が存在する施設</u></p> </div>	第5	<p>電気 (略)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>	上位計画の修正
163	第18節 第3 1 (3)	<p>建築物対策</p> <p>仮設住宅の供給・住宅の応急修理</p> <p>1 仮設住宅の供給</p> <p>(3) 建設</p> <p>「千葉県応急仮設住宅マニュアル」に基づき仮設住宅を建設する。<u>(削除)</u></p> <p>(略)</p>	第18節 第3 1 (3)	<p>建築物対策</p> <p>仮設住宅の供給・住宅の応急修理</p> <p>1 仮設住宅の供給</p> <p>(3) 建設</p> <p>「千葉県応急仮設住宅マニュアル」に基づき仮設住宅を建設する。<u>災害救助法が適用された場合は県、それ以外は市が設置する。</u></p> <p>(略)</p>	取組による修正
164	第4 1	<p>公営住宅の建設等</p> <p>1 公営住宅の建設等</p> <p>市は、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況<u>等(削除)</u>に応じて<u>公営住宅法</u>に基づく災害公営住宅を建設若しくは買取又は被災者へ転貸するために借上げる。</p>	第4 1	<p>公営住宅の建設等</p> <p>1 公営住宅の建設等</p> <p>市は、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、<u>公営住宅法</u>に基づく災害公営住宅を建設若しくは買取又は被災者へ転貸するために借上げる。</p>	字句修正

項	修正後					修正前					根拠																								
192	第5章 第1節 第2 2	災害応急・復旧計画(風水害等編) 事前行動計画 ※浦安市水防計画 国土交通省及び千葉県知事が行う洪水予報・水防警報等 水防警報 (略) ■水防警報 <table border="1" data-bbox="347 375 1008 678"> <thead> <tr> <th>河川・海岸名</th> <th>観測所名</th> <th>水防団待機(通報)水位</th> <th>氾濫注意(警戒)水位</th> <th>氾濫危険(特別警戒)水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧江戸川</td> <td>堀江</td> <td>2.60 m</td> <td>2.90 m</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>浦安海岸・市川海岸</td> <td>市川市 湊</td> <td>2.60 m</td> <td>2.90 m</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※水位は、A.P.</p>	河川・海岸名	観測所名	水防団待機(通報)水位	氾濫注意(警戒)水位	氾濫危険(特別警戒)水位	旧江戸川	堀江	2.60 m	2.90 m	—	浦安海岸・市川海岸	市川市 湊	2.60 m	2.90 m	—	第5章 第1節 第2 2	災害応急・復旧計画(風水害等編) 事前行動計画 ※浦安市水防計画 国土交通省及び千葉県知事が行う洪水予報・水防警報等 水防警報 (略) ■水防警報 <table border="1" data-bbox="1209 375 1870 646"> <thead> <tr> <th>河川・海岸名</th> <th>観測所名</th> <th>水防団待機(通報)水位</th> <th>氾濫注意(警戒)水位</th> <th>氾濫危険(特別警戒)水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧江戸川</td> <td>堀江</td> <td>2.60 m</td> <td>2.90 m</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>浦安海岸・市川海岸</td> <td>湊</td> <td>2.60 m</td> <td>2.90 m</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※水位は、A.P.</p>	河川・海岸名	観測所名	水防団待機(通報)水位	氾濫注意(警戒)水位	氾濫危険(特別警戒)水位	旧江戸川	堀江	2.60 m	2.90 m	—	浦安海岸・市川海岸	湊	2.60 m	2.90 m	—	字句修正
河川・海岸名	観測所名	水防団待機(通報)水位	氾濫注意(警戒)水位	氾濫危険(特別警戒)水位																															
旧江戸川	堀江	2.60 m	2.90 m	—																															
浦安海岸・市川海岸	市川市 湊	2.60 m	2.90 m	—																															
河川・海岸名	観測所名	水防団待機(通報)水位	氾濫注意(警戒)水位	氾濫危険(特別警戒)水位																															
旧江戸川	堀江	2.60 m	2.90 m	—																															
浦安海岸・市川海岸	湊	2.60 m	2.90 m	—																															

項	修正後			修正前			根拠																																								
195	第2節	水害避難対策 ※浦安市水防計画 ● 対策項目と公助の担当機関 <table border="1" data-bbox="347 223 1059 834"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 避難行動の原則</td> <td>総括対策部</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第2 待避所等の開設・運営</td> <td>総括対策部 避難対策部 援護対策部</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第3 避難に関する情報</td> <td>総括対策部</td> <td>江戸川河川事務所・千葉県葛南土木事務所・銚子気象台</td> </tr> <tr> <td>第4 避難<u>情報</u>の発令</td> <td>総括対策部</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第5 避難<u>情報</u>の伝達</td> <td>総括対策部</td> <td>千葉県（危機管理課）・（株）ジェイコム千葉</td> </tr> <tr> <td>第6 避難<u>情報</u>の解除</td> <td>総括対策部</td> <td>千葉県（危機管理課） 浦安警察署</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 避難行動の原則	総括対策部	—	第2 待避所等の開設・運営	総括対策部 避難対策部 援護対策部	—	第3 避難に関する情報	総括対策部	江戸川河川事務所・千葉県葛南土木事務所・銚子気象台	第4 避難 <u>情報</u> の発令	総括対策部	—	第5 避難 <u>情報</u> の伝達	総括対策部	千葉県（危機管理課）・（株）ジェイコム千葉	第6 避難 <u>情報</u> の解除	総括対策部	千葉県（危機管理課） 浦安警察署	第2節	水害避難対策 ※浦安市水防計画 ● 対策項目と公助の担当機関 <table border="1" data-bbox="1211 223 1928 871"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 避難行動の原則</td> <td>総括対策部</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第2 待避所等の開設・運営</td> <td>総括対策部 避難対策部 援護対策部</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第3 避難に関する情報</td> <td>総括対策部</td> <td>江戸川河川事務所・千葉県葛南土木事務所・銚子気象台</td> </tr> <tr> <td>第4 避難<u>勧告等</u>の発令</td> <td>総括対策部</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第5 避難<u>勧告等</u>の伝達</td> <td>総括対策部</td> <td>千葉県（危機管理課）・（株）ジェイコム千葉</td> </tr> <tr> <td>第6 避難<u>勧告等</u>の解除</td> <td>総括対策部</td> <td>千葉県（危機管理課） 浦安警察署</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 避難行動の原則	総括対策部	—	第2 待避所等の開設・運営	総括対策部 避難対策部 援護対策部	—	第3 避難に関する情報	総括対策部	江戸川河川事務所・千葉県葛南土木事務所・銚子気象台	第4 避難 <u>勧告等</u> の発令	総括対策部	—	第5 避難 <u>勧告等</u> の伝達	総括対策部	千葉県（危機管理課）・（株）ジェイコム千葉	第6 避難 <u>勧告等</u> の解除	総括対策部	千葉県（危機管理課） 浦安警察署	災害対策基本法等の改正
項目	担当	関係機関																																													
第1 避難行動の原則	総括対策部	—																																													
第2 待避所等の開設・運営	総括対策部 避難対策部 援護対策部	—																																													
第3 避難に関する情報	総括対策部	江戸川河川事務所・千葉県葛南土木事務所・銚子気象台																																													
第4 避難 <u>情報</u> の発令	総括対策部	—																																													
第5 避難 <u>情報</u> の伝達	総括対策部	千葉県（危機管理課）・（株）ジェイコム千葉																																													
第6 避難 <u>情報</u> の解除	総括対策部	千葉県（危機管理課） 浦安警察署																																													
項目	担当	関係機関																																													
第1 避難行動の原則	総括対策部	—																																													
第2 待避所等の開設・運営	総括対策部 避難対策部 援護対策部	—																																													
第3 避難に関する情報	総括対策部	江戸川河川事務所・千葉県葛南土木事務所・銚子気象台																																													
第4 避難 <u>勧告等</u> の発令	総括対策部	—																																													
第5 避難 <u>勧告等</u> の伝達	総括対策部	千葉県（危機管理課）・（株）ジェイコム千葉																																													
第6 避難 <u>勧告等</u> の解除	総括対策部	千葉県（危機管理課） 浦安警察署																																													

項	修正後	修正前	根拠
196	<p>第1 避難行動の原則</p> <p>避難情報の対象とする避難行動については、「自らの命は自らが守る」という考えのもと、以下の行動を避難行動としている。市民・施設管理者等は、ハザードマップ等を基に、避難情報が発令されたときの避難行動をあらかじめ考えておく必要がある。なお、親戚や友人の家等の自主的な避難場所へと立退き避難する場合には、それらの安全性をハザードマップ等であらかじめ確認しておくとともに、その場所までの移動時間を考慮して自ら避難行動開始のタイミングを考えておく必要がある。</p> <p><u>また、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味を理解しておく必要がある。</u></p> <p>(略)</p>	<p>第1 避難行動の原則</p> <p>避難勧告等の対象とする避難行動については、「自らの命は自らが守る」という考えのもと、以下の行動を避難行動としている。市民・施設管理者等は、ハザードマップ等を基に、避難勧告等が発令されたときの避難行動をあらかじめ考えておく必要がある。なお、親戚や友人の家等の自主的な避難場所へと立退き避難する場合には、それらの安全性をハザードマップ等であらかじめ確認しておくとともに、その場所までの移動時間を考慮して自ら避難行動開始のタイミングを考えておく必要がある。</p> <p>(略)</p>	<p>災害対策基本法等の改正</p> <p>災害対策基本法等の改正</p>

項	修正後	修正前	根拠
	<p>(2) 屋内安全確保 <u>その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動</u></p> <p>(3) <u>緊急安全確保</u> <u>自宅・施設等の少しでも浸水しにくい高い場所に緊急的に移動したり、近隣の相対的に高く堅牢な建物等への緊急的な移動</u></p> <p>第2 待避所等の開設・運営 市は、気象情報、水位情報等から避難情報の発令の可能性を検討し、状況に応じて以下の待避所等を適切に開設するものとする。</p> <p>1 待避所</p> <p>(1) 待避所の開設 <u>市は次の①又は②の状況が発生する等、待避所の開設が必要と認められる場合、待避所を開設する。</u> <u>① 気象警報が発表され、市が台風の暴風域に入ることが見込まれるとき</u> <u>② 住民からの避難に関する問い合わせが多数寄せられている</u> <u>また、避難指示等を発令する場合、待避所の増設を検討する。</u></p>	<p>(2) 屋内安全確保 <u>「建物内への安全な場所」で待避</u></p> <p>(3) (新設) (新設)</p> <p>第2 待避所等の開設・運営 市は、気象情報、水位情報等から避難勧告等の発令の可能性を検討し、状況に応じて以下の待避所等を適切に開設するものとする。</p> <p>1 待避所</p> <p>(1) 待避所の開設 <u>市は、避難勧告等を発令する可能性が高い場合、避難者が安全に避難するため、大雨になる前に待避所を開設する。</u> <u>また、避難勧告等を発令する場合、待避所の増設を検討する。</u></p>	<p>災害対策基本法等の改正</p> <p>災害対策基本法等の改正</p> <p>災害対策基本法等の改正</p> <p>災害対策基本法等の改正</p>

項	修正後	修正前	根拠																																				
198	<p>第3 避難に関する情報</p> <p>■ 5段階レベルの警戒レベルを用いた避難情報</p> <table border="1" data-bbox="362 225 1043 970"> <thead> <tr> <th>警戒レベル</th> <th>発令される情報ととるべき行動</th> <th>防災気象情報(国、県が発表)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5</td> <td>緊急安全確保^{*1} <u>命の危険、直ちに安全確保</u></td> <td>警戒レベル5相当情報 氾濫発生情報、 大雨特別警報等</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>避難指示 <u>危険な場所から全員避難</u></td> <td>警戒レベル4相当情報</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>高齢者等避難^{*2} <u>危険な場所から高齢者等は避難</u></td> <td>警戒レベル3相当情報 氾濫警戒情報 氾濫情報 等</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>注意報 避難する際の行動を確認</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>警報級の可能性 最新の防災気象情報に注意するなど、災害への心構えを高める</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>警戒レベル1・2は気象庁が、警戒レベル3・4・5は市が発令します。情報は警戒レベル1~5の順番で発表されるとは限りません。</p> <p><u>※1 市が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない。</u></p> <p><u>※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングである。</u></p>	警戒レベル	発令される情報ととるべき行動	防災気象情報(国、県が発表)	5	緊急安全確保^{*1} <u>命の危険、直ちに安全確保</u>	警戒レベル5相当情報 氾濫発生情報、 大雨特別警報等	4	避難指示 <u>危険な場所から全員避難</u>	警戒レベル4相当情報	3	高齢者等避難^{*2} <u>危険な場所から高齢者等は避難</u>	警戒レベル3相当情報 氾濫警戒情報 氾濫情報 等	2	注意報 避難する際の行動を確認	—	1	警報級の可能性 最新の防災気象情報に注意するなど、災害への心構えを高める	—	<p>第3 避難に関する情報</p> <p>■ 5段階の警戒レベルを用いた避難情報</p> <table border="1" data-bbox="1249 225 1908 970"> <thead> <tr> <th>警戒レベル</th> <th>発令される情報ととるべき行動</th> <th>防災気象情報(国、県が発表)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5</td> <td>災害発生情報^{*1} 命を守るための最善の行動をとる。</td> <td>警戒レベル5相当情報 氾濫発生情報、 大雨特別警報等</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>避難勧告・避難指示(緊急)^{*2} 危険な場所から全員避難</td> <td>警戒レベル4相当情報</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>避難準備・高齢者等避難開始 避難に時間を要する人(高齢者等)は危険な場所から避難</td> <td>警戒レベル3相当情報 氾濫警戒情報 氾濫情報 等</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>注意報 避難する際の行動を確認</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>警報級の可能性 最新の防災気象情報に注意するなど、災害への心構えを高める</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>警戒レベル1・2は気象庁が、警戒レベル3・4・5は市が発令します。情報は警戒レベル1~5の順番で発表されるとは限りません。</p> <p>※1 災害発生時に可能な範囲で発令</p> <p>※2 地域の状況に応じて緊急に、または重ねて避難を促す場合などに発令</p>	警戒レベル	発令される情報ととるべき行動	防災気象情報(国、県が発表)	5	災害発生情報^{*1} 命を守るための最善の行動をとる。	警戒レベル5相当情報 氾濫発生情報、 大雨特別警報等	4	避難勧告・避難指示(緊急)^{*2} 危険な場所から全員避難	警戒レベル4相当情報	3	避難準備・高齢者等避難開始 避難に時間を要する人(高齢者等)は危険な場所から避難	警戒レベル3相当情報 氾濫警戒情報 氾濫情報 等	2	注意報 避難する際の行動を確認	—	1	警報級の可能性 最新の防災気象情報に注意するなど、災害への心構えを高める	—	災害対策基本法等の改正
警戒レベル	発令される情報ととるべき行動	防災気象情報(国、県が発表)																																					
5	緊急安全確保^{*1} <u>命の危険、直ちに安全確保</u>	警戒レベル5相当情報 氾濫発生情報、 大雨特別警報等																																					
4	避難指示 <u>危険な場所から全員避難</u>	警戒レベル4相当情報																																					
3	高齢者等避難^{*2} <u>危険な場所から高齢者等は避難</u>	警戒レベル3相当情報 氾濫警戒情報 氾濫情報 等																																					
2	注意報 避難する際の行動を確認	—																																					
1	警報級の可能性 最新の防災気象情報に注意するなど、災害への心構えを高める	—																																					
警戒レベル	発令される情報ととるべき行動	防災気象情報(国、県が発表)																																					
5	災害発生情報^{*1} 命を守るための最善の行動をとる。	警戒レベル5相当情報 氾濫発生情報、 大雨特別警報等																																					
4	避難勧告・避難指示(緊急)^{*2} 危険な場所から全員避難	警戒レベル4相当情報																																					
3	避難準備・高齢者等避難開始 避難に時間を要する人(高齢者等)は危険な場所から避難	警戒レベル3相当情報 氾濫警戒情報 氾濫情報 等																																					
2	注意報 避難する際の行動を確認	—																																					
1	警報級の可能性 最新の防災気象情報に注意するなど、災害への心構えを高める	—																																					
199	<p>第4 避難情報の発令</p> <p>避難情報の発令に際には、避難場所等を開設している事を原則とするものとする。</p> <p>1 避難情報発令の実施者</p>	<p>第4 避難勧告等の発令</p> <p>避難勧告等の発令に際には、避難場所等を開設している事を原則とするものとする。</p> <p>1 避難勧告等の実施者</p>	災害対策基本法等の改正																																				

項	修正後		修正前		根拠
		<p>避難<u>情報</u>を発すべき権限のある者は、各法律によって次のように定められているが、市長を中心として、相互に連携をとりながら実施するものとする。</p>		<p>避難<u>勧告等</u>を発すべき権限のある者は、各法律によって次のように定められているが、市長を中心として、相互に連携をとりながら実施するものとする。</p>	

項	修正後	修正前	根拠																																																		
	<p data-bbox="349 145 721 172">■ 避難情報の発令権者及び要件</p> <table border="1" data-bbox="349 204 1046 1257"> <thead> <tr> <th data-bbox="349 204 499 284">発令権者</th> <th data-bbox="499 204 855 284">避難のための立退きの指示を行う要件</th> <th data-bbox="855 204 1046 284">根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="349 284 499 491">市長</td> <td data-bbox="499 284 855 491">○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき</td> <td data-bbox="855 284 1046 491">災害対策基本法第 60 条第 1 項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="349 491 499 598">知事</td> <td data-bbox="499 491 855 598">○災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき</td> <td data-bbox="855 491 1046 598">災害対策基本法第 60 条第 5 項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="349 598 499 850" rowspan="2">警察官</td> <td data-bbox="499 598 855 742">○市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認められるとき ○市長から要求があったとき</td> <td data-bbox="855 598 1046 742">災害対策基本法第 61 条</td> </tr> <tr> <td data-bbox="499 742 855 850">人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき</td> <td data-bbox="855 742 1046 850">警察官職務執行法第 4 条</td> </tr> <tr> <td data-bbox="349 850 499 994">災害派遣を命じられた部隊等の自衛官</td> <td data-bbox="499 850 855 994">○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいないとき</td> <td data-bbox="855 850 1046 994">自衛隊法第 94 条</td> </tr> <tr> <td data-bbox="349 994 499 1185" rowspan="2">知事又は知事の命を受けた県職員</td> <td data-bbox="499 994 855 1074">○洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき</td> <td data-bbox="855 994 1046 1074">水防法第 29 条</td> </tr> <tr> <td data-bbox="499 1074 855 1185">○地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき</td> <td data-bbox="855 1074 1046 1185">地すべり等防止法第 25 条</td> </tr> <tr> <td data-bbox="349 1185 499 1257">水防管理者</td> <td data-bbox="499 1185 855 1257">○洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき</td> <td data-bbox="855 1185 1046 1257">水防法第 29 条</td> </tr> </tbody> </table>	発令権者	避難のための立退きの 指示 を行う要件	根拠法令	市長	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、 人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第 60 条第 1 項	知事	○災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法第 60 条第 5 項	警察官	○市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認められるとき ○市長から要求があったとき	災害対策基本法第 61 条	人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき	警察官職務執行法第 4 条	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいないとき	自衛隊法第 94 条	知事又は知事の命を受けた県職員	○洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第 29 条	○地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法第 25 条	水防管理者	○洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第 29 条	<p data-bbox="1214 145 1608 172">■ 避難勧告等の発令権者及び要件</p> <table border="1" data-bbox="1214 204 1910 1329"> <thead> <tr> <th data-bbox="1214 204 1364 284">発令権者</th> <th data-bbox="1364 204 1724 284">避難のための立退きの勧告・指示を行う要件</th> <th data-bbox="1724 204 1910 284">根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1214 284 1364 563" rowspan="2">市長</td> <td data-bbox="1364 284 1724 483">○勧告：災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき</td> <td data-bbox="1724 284 1910 563" rowspan="2">災害対策基本法第 60 条第 1 項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1364 483 1724 563">○指示：急を要すると認めるとき</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1214 563 1364 670">知事</td> <td data-bbox="1364 563 1724 670">○災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき</td> <td data-bbox="1724 563 1910 670">災害対策基本法第 60 条第 5 項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1214 670 1364 922" rowspan="2">警察官</td> <td data-bbox="1364 670 1724 813">○市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認められるとき ○市長から要求があったとき</td> <td data-bbox="1724 670 1910 922" rowspan="2">災害対策基本法第 61 条</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1364 813 1724 922">人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1214 922 1364 1066">災害派遣を命じられた部隊等の自衛官</td> <td data-bbox="1364 922 1724 1066">○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいないとき</td> <td data-bbox="1724 922 1910 1066">自衛隊法第 94 条</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1214 1066 1364 1257" rowspan="2">知事又は知事の命を受けた県職員</td> <td data-bbox="1364 1066 1724 1145">○洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき</td> <td data-bbox="1724 1066 1910 1145">水防法第 29 条</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1364 1145 1724 1257">○地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき</td> <td data-bbox="1724 1145 1910 1257">地すべり等防止法第 25 条</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1214 1257 1364 1329">水防管理者</td> <td data-bbox="1364 1257 1724 1329">○洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき</td> <td data-bbox="1724 1257 1910 1329">水防法第 29 条</td> </tr> </tbody> </table>	発令権者	避難のための立退きの 勧告・指示 を行う要件	根拠法令	市長	○勧告：災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、 人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第 60 条第 1 項	○指示：急を要すると認めるとき	知事	○災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法第 60 条第 5 項	警察官	○市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認められるとき ○市長から要求があったとき	災害対策基本法第 61 条	人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいないとき	自衛隊法第 94 条	知事又は知事の命を受けた県職員	○洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第 29 条	○地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法第 25 条	水防管理者	○洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第 29 条	<p data-bbox="1951 145 2148 209">災害対策基本法等の改正</p>
発令権者	避難のための立退きの 指示 を行う要件	根拠法令																																																			
市長	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、 人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第 60 条第 1 項																																																			
知事	○災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法第 60 条第 5 項																																																			
警察官	○市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認められるとき ○市長から要求があったとき	災害対策基本法第 61 条																																																			
	人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき	警察官職務執行法第 4 条																																																			
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいないとき	自衛隊法第 94 条																																																			
知事又は知事の命を受けた県職員	○洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第 29 条																																																			
	○地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法第 25 条																																																			
水防管理者	○洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第 29 条																																																			
発令権者	避難のための立退きの 勧告・指示 を行う要件	根拠法令																																																			
市長	○勧告：災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、 人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第 60 条第 1 項																																																			
	○指示：急を要すると認めるとき																																																				
知事	○災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法第 60 条第 5 項																																																			
警察官	○市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認められるとき ○市長から要求があったとき	災害対策基本法第 61 条																																																			
	人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき																																																				
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいないとき	自衛隊法第 94 条																																																			
知事又は知事の命を受けた県職員	○洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第 29 条																																																			
	○地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法第 25 条																																																			
水防管理者	○洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第 29 条																																																			

項	修正後		修正前		根拠
199	2	<p>避難<u>情報</u>発令の流れ</p> <p>ア 都市対策部は、水位状況や堤防等の河川施設の状況等を常時監視するとともに、必要に応じてパトロールを強化し、危険な箇所を発見した場合には、速やかに総括対策部に報告する。</p> <p>イ 総括対策部は、災害の危険性がある区域等のうち、避難の必要が認められる地域を選定し、市長に報告する。</p> <p>ウ 市長は、避難の必要が認められる地域の市民等に対して避難<u>情報を発令する</u>。</p> <p>エ 避難<u>情報を発令する</u>場合には、対象地域の市民等に伝達・周知するとともに避難行動要支援者に対して、円滑かつ迅速な避難ができるよう伝達・周知を徹底する。</p>	2	<p>避難<u>勧告等</u>発令の流れ</p> <p>ア 都市対策部は、水位状況や堤防等の河川施設の状況等を常時監視するとともに、必要に応じてパトロールを強化し、危険な箇所を発見した場合には、速やかに総括対策部に報告する。</p> <p>イ 総括対策部は、災害の危険性がある区域等のうち、避難の必要が認められる地域を選定し、市長に報告する。</p> <p>ウ 市長は、避難の必要が認められる地域の市民等に対して避難<u>勧告等</u>を行う。</p> <p>エ 避難<u>勧告等</u>を行う場合には、対象地域の市民等に伝達・周知するとともに避難行動要支援者に対して、円滑かつ迅速な避難ができるよう伝達・周知を徹底する。</p>	災害対策基本法等の改正
200	3	<p>避難<u>情報</u>の発令基準</p> <p>避難<u>情報</u>は、「浦安市避難<u>情報</u>の判断・伝達マニュアル」の判断基準に基づき、気象情報や現場の状況等により、避難場所への立退き避難や自宅での上層等に避難する屋内での待避等について十分に加味し、総合的に判断して発令する。</p>	3	<p>避難<u>勧告等</u>の発令基準</p> <p>避難<u>勧告等</u>は、「浦安市避難<u>勧告等</u>の判断・伝達マニュアル」の判断基準に基づき、気象情報や現場の状況等により、避難場所への立退き避難や自宅での上層等に避難する屋内での待避等について十分に加味し、総合的に判断して発令する。</p>	災害対策基本法等の改正
200	第5	<p>避難<u>情報</u>の伝達</p>	第5	<p>避難<u>勧告等</u>の伝達</p>	災害対策基本法等の改正
201	第6	<p>避難<u>情報</u>の解除</p> <p>避難<u>情報を発令した</u>地域に避難の必要がなくなったときには、市長は、警察機関等との協議の上、避難<u>情報</u>を解除し、その旨を公示するとともに知事に対する報告を行う。</p>	第6	<p>避難<u>勧告等</u>の解除</p> <p>避難<u>勧告等</u>を行った地域に避難の必要がなくなったときには、市長は、警察機関等との協議の上、避難<u>勧告等</u>を解除し、その旨を公示するとともに知事に対する報告を行う。</p>	災害対策基本法等の改正
203	第3節 第1 1	<p>水害対策(応急計画) 浦安市水防計画</p> <p>水防活動</p> <p>水防作業</p>	第3節 第1 1	<p>水害対策(応急計画) ※浦安市水防計画</p> <p>水防活動</p> <p>水防作業</p>	上位計画の修正

項	修正後	修正前	根拠
204	<p>短時間強雨や集中豪雨により浸水被害が発生するおそれのある場合は、現場における活動のため庁内に排水対策本部を設置し、消防本部と連携して護岸堤防、水門等の警戒・巡視、排水機場の操作、ポンプによる排水、土のう積み等の水防作業を行う。</p> <p>また、江戸川の増水による洪水、旧江戸川、浦安海岸における高潮が発生した場合は、流域の水防管理団体等と連携して水防活動及び危険区域への避難情報等の伝達を行う。</p> <p><u>なお、洪水、津波、又は高潮のいずれにおいても、水防活動活動に従事する者自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。</u></p> <p>第2 救出・救護 2 消防の活動 (1) 情報収集</p> <p>避難情報が発令された際には、防災関係機関との連絡を密にし、情報収集に努める。また、災害の発生状況、水防活動状況等については、関係機関と情報共有を図る。 (略)</p>	<p>短時間強雨や集中豪雨により浸水被害が発生するおそれのある場合は、現場における活動のため庁内に排水対策本部を設置し、消防本部と連携して護岸堤防、水門等の警戒・巡視、排水機場の操作、ポンプによる排水、土のう積み等の水防作業を行う。</p> <p>また、江戸川の増水による洪水、旧江戸川、浦安海岸における高潮が発生した場合は、流域の水防管理団体等と連携して水防活動及び危険区域への避難情報等の伝達を行う。</p> <p>第2 救出・救護 2 消防の活動 (1) 情報収集</p> <p>避難勧告及び避難指示（緊急）が発令された際には、防災関係機関との連絡を密にし、情報収集に努める。また、災害の発生状況、水防活動状況等については、関係機関と情報共有を図る。 (略) (新設) (新設)</p>	災害対策基本法等の改正
205	<p>第3 <u>災害救助法の適用手続き</u></p> <p><u>市は、市域で大規模な災害が発生するおそれがあり、多数の者の避難の実施の調整が必要となる等、他市町村や関係機関との総合調整が必要となる場合において、国が災害対策本部を設置した場合、災害救助法適用の手続き開始を検討するものとする。</u></p> <p><u>1. 災害が発生するおそれがある段階での救助の種類</u></p> <p><u>災害が発生するおそれがある段階での救助の種類は、次のとおりである。</u></p> <p>○ <u>避難所の供与</u></p> <p>○ <u>避難行動要支援者等の輸送</u></p> <p><u>※対策の内容は【震災編】応急・復旧計画 第11節「避難対策」に準拠する。</u></p> <p>第4 医療活動 (略)</p> <p>第5 避難所の開設・運営 (略)</p>	<p>第3 医療活動 (略)</p> <p>第4 避難所の開設 (略)</p>	災害対策基本法等の改正 字句修正 字句修正

項	修正後	修正前	根拠
206	<p>第6 交通路の確保 浦安警察署は、浸水の状況等を勘案して交通規制を行う。 市は、緊急輸送路、<u>重要物流道路、代替補完路上</u>に障害物がある場合は、撤去を行う。 国道、県道、高速道路についても、各道路の管理者が、道路の点検及び応急復旧対策を行い、緊急輸送道路を優先して交通の確保を行う。 ※対策の内容は、【震災編】応急・復旧計画 第10節「警備・交通規制」、第17節「ライフライン対策」に準拠する。</p> <p>第7 要配慮者対策(在宅) <u>高齢者等避難</u>が発令された場合、次の対応を行う。 (略)</p> <p>(2) 要配慮者利用施設の対策 要配慮者利用施設の管理者は、施設の被災状況を点検し、被災の状況に応じ、他の安全な避難所もしくは<u>指定福祉避難所</u>へ避難誘導を行う。</p> <p>(3) 園児等への支援 市立幼稚園・<u>認定こども園</u>及び<u>市立保育園</u>は、気象情報等から水害の危険が予測される場合、できるだけ早期に園児を保護者に引き渡す。引き渡しができない園児は、保護者に引き渡すまで保護を行う。 私立保育園、私立幼稚園についても、市は同様の対応を園に要請する。 ※対策の内容は、【震災編】応急・復旧計画 第22節「要配慮者への支援」に準拠する。</p> <p>第8 応援要請 (略)</p>	<p>第5 交通路の確保 浦安警察署は、浸水の状況等を勘案して交通規制を行う。 市は、緊急輸送路上に障害物がある場合は、撤去を行う。 国道、県道、高速道路についても、各道路の管理者が、道路の点検及び応急復旧対策を行い、緊急輸送道路を優先して交通の確保を行う。 ※対策の内容は、【震災編】応急・復旧計画 第10節「警備・交通規制」、第17節「ライフライン対策」に準拠する。</p> <p>第6 要配慮者対策(在宅) <u>避難準備・高齢者等避難開始</u>が発令された場合、次の対応を行う。 (略)</p> <p>(2) 要配慮者利用施設の対策 要配慮者利用施設の管理者は、施設の被災状況を点検し、被災の状況に応じ、他の安全な避難所もしくは<u>福祉避難所</u>へ避難誘導を行う。</p> <p>(3) 園児等への支援 市立幼稚園及び<u>私立幼稚園</u>は、気象情報等から水害の危険が予測される場合、できるだけ早期に園児を保護者に引き渡す。引き渡しができない園児は、保護者に引き渡すまで保護を行う。 私立保育園、私立幼稚園についても、市は同様の対応を園に要請する。 ※対策の内容は、【震災編】応急・復旧計画 第22節「要配慮者への支援」に準拠する。</p> <p>第7 応援要請 (略)</p>	<p>取組による修正</p> <p>災害対策基本法等の改正</p> <p>災害対策基本法等の改正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p>

項	修正後	修正前	根拠
207	<p><u>第 9</u> <u>広域避難</u> 市は、市域の被害が広範囲にわたると予想される場合や発災後、市域外への避難を緊急かつ迅速に実施する必要がある場合は、被災地外への広域避難を検討する。 ※対策の内容は、災害応急・復旧計画【震災編】 第 11 節「避難対策」に準拠する。</p>	<p>(新設) (新設)</p>	災害対策基本法等の改正
	<p><u>第 10</u> 行方不明者の捜索・遺体処理・火葬 (略)</p>	<p><u>第 8</u> 行方不明者の捜索・遺体処理・火葬 (略)</p>	字句修正
	<p><u>第 11</u> 生活救援 (略)</p>	<p><u>第 9</u> 生活救援 (略)</p>	字句修正
	<p><u>第 12</u> 建築物対策</p>	<p><u>第 10</u> 建築物対策</p>	字句修正
	<p><u>1</u> <u>応急仮設住宅の供給</u> 市は、住居を失った被災者のために応急仮設住宅を設置する。災害救助法が適用された場合は、千葉県が実施する。 ※対策の内容は、【震災編】 応急・復旧計画 第 1 8 節「建築物対策」に準拠する。</p>	<p><u>1</u> <u>被災住宅の応急修理</u> 市は、住宅の被害の状況に応じ、自らの資力では応急修理ができない被災者に対し、住宅の応急修理を支援する。</p>	
	<p><u>2</u> <u>被災住宅の応急修理</u> 市は、住宅の被害の状況に応じ、自らの資力では応急修理ができない被災者に対し、住宅の応急修理を支援する。</p>	<p><u>2</u> <u>応急仮設住宅の供給</u> 市は、住居を失った被災者のために応急仮設住宅を設置する。災害救助法が適用された場合は、千葉県が実施する。 ※対策の内容は、【震災編】 応急・復旧計画 第 1 8 節「建築物対策」に準拠する。</p>	字句修正
	<p><u>3</u> <u>公営住宅の建設等</u> 災害により住宅を滅失した被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設又は公営住宅の空き室の活用を図るものとする。 ※対策の内容は、災害応急・復旧計画【震災編】 第 18 節「建築物対策」に準拠する。</p>	<p>(新設) (新設)</p>	取組による修正
	<p><u>第 13</u> 清掃・環境対策 (略)</p>	<p><u>第 11</u> 清掃・環境対策 (略)</p>	字句修正
	<p><u>第 14</u> ライフライン対策 (略)</p>	<p><u>第 12</u> ライフライン対策 (略)</p>	字句修正
	<p><u>第 15</u> 市民生活安定への支援 (略)</p>	<p><u>第 13</u> 市民生活安定への支援 (略)</p>	字句修正

項	修正後		修正前		根拠
211	第5節 第2 1 (1)	<p>雪害対策</p> <p>応急対策活動</p> <p>道路機能の確保</p> <p>除雪</p> <p>異常な積雪時には、緊急輸送路、<u>重要物流道路</u>、<u>代替補完路</u>の交通確保を最優先とし、一般社団法人浦安建設業協力会等への応援要請など機械及び人員を動員して集中的に除雪を行う。</p> <p>除雪作業の実施にあたっては、職員の巡視による状況の把握を行い、除雪路線を決めた上で主要道路の橋りょう等の坂道などから作業を行う。</p>	第5節 第2 1 (1)	<p>雪害対策</p> <p>応急対策活動</p> <p>道路機能の確保</p> <p>除雪</p> <p>異常な積雪時には、緊急輸送路の交通確保を最優先とし、一般社団法人浦安建設業協力会等への応援要請など機械及び人員を動員して集中的に除雪を行う。</p> <p>除雪作業の実施にあたっては、職員の巡視による状況の把握を行い、除雪路線を決めた上で主要道路の橋りょう等の坂道などから作業を行う。</p>	取組による修正
213	第6節	<p>火山災害対策 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">—対策の基本方針・目標—</p> <p>(略)</p> <p>3. 除灰等は緊急輸送路、<u>重要物流道路</u>、<u>代替補完路</u>の交通確保を最優先とし、機械及び人員を集中的に動員して行う。(状況に応じて各駅前広場等を対策に加える) なお、応援が必要な場合は、県へ応援を要請する。</p> <p>(略)</p> </div>	第6節	<p>火山災害対策 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">—対策の基本方針・目標—</p> <p>(略)</p> <p>3. 除灰等は緊急輸送路の交通確保を最優先とし、機械及び人員を集中的に動員して行う。(状況に応じて各駅前広場等を対策に加える) なお、応援が必要な場合は、県へ応援を要請する。</p> <p>(略)</p> </div>	取組による修正